

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和4年3月9日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

# 令和4年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和4年3月9日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

---

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 おはようございます。日本共産党、加川裕美です。

今回の質問に先立ち、議会の仕組みを再確認させていただきます。過日、中学生に質問され、答えたもので、牛久市のホームページからの抜粋です。市議会は、市民から選ばれた議員で構成され、市民全体のため、どんな仕事をしたらよいか話し合い、決める任務を持つもので、これを市の意思決定機関または議決機関といいます。一方、市議会で決めたことを実際に仕事にするのは、市長、教育委員会等で、これらを執行機関といいます。市政とは、調査、議決に対し、提案、執行という、市議会と市長、執行機関がバランスのよい関係にあり、その根幹には市民がいる。税金が使われているということを互いにかみしめつつ、心を一つに力を合わせてまいりましょう。

では、通告順に質問いたします。

大きな1番、ひたち野リフレについてお伺いします。同僚議員と重複する部分もあるかと考えますが、御容赦いただき、確認の意味を込めてお伺いしていきます。

小さな1番、1階から6階までの通常時、閉館時を除くテナント、公共施設等の利用状況についてお伺いします。コロナ前の平成30年度及び直近、令和3年度についてお伺いしたいのですが、データがない場合は今年度分でお答えください。特に、業務委託されているひたち野うしく郵便局の証明書の1日の平均発行件数、また、1階で行われている図書館の予約図書の出し・返却数、2階ホール、4階子育て広場、会議室の利用状況も併せて、分かる範囲でお

願いいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 ひたち野リフレビルは地上6階建てでありまして、1階は社会福祉協議会が運営する牛久ふれあい保育園ひたち野うしく駅前分園と、ひたち野うしく郵便局があります。令和2年度の証明書発行件数は2,331件でありまして、コロナ前の平成30年度では2,407件が発行されております。そのほか、1階には管理人室、図書返却ポストがそれぞれ設置されております。

2階にはリフレプラザが設置されておりまして、令和2年度のリフレプラザの利用率は13%、平成30年度は34%であり、それぞれコロナウイルス感染症拡大防止対策や空調機の更新工事の影響によりまして利用率が低くなっているところでもあります。また、リフレプラザは、施設利用の予約がない場合にはフリースペースとして開放しておりまして、座席は42席ございます。

4階にはリフレ会議室が設置されており、令和2年度は、第1会議室223日、第2会議室85日、第3会議室24日、それぞれ使用してはりましたが、コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、61日ほど会議室を閉鎖しており、閉鎖期間中には職員の分散執務室として活用してはりました。また、4階では0歳、1歳児を対象に子育て出張広場を毎週金曜日に開催してはりますが、令和2年度ではコロナウイルス感染症を考慮し、開催することができませんでした。コロナウイルスの発生前の平成30年度では1,612人の利用がありました。

5階・6階は一般事務室として利用が可能なテナントフロアとなっており、令和4年3月14日までではございますが、株式会社小森エンジニアリングが入居しており、5階・6階の2つのフロアですね、それと駐車場を24台利用しているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ひたち野うしく郵便局の証明書の発行部数、令和3年度は2,331件とお伺いしましたが、1日の延べ件数にいたしますと幾つぐらいでしょうか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 令和2年度の証明書発行件数は2,331件でありましたので、1年で割ると1日6件ぐらいの数になります。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 詳細な数はなかなか、コロナ禍、コロナ前ということで難しいかと思っておりますので、ちょっと確認の意味でお伺いいたしました。

小さな2番、ひたち野リフレは市役所機能の一部移転先としての整備方針があり、今年度、

新年度の予算計上もされています。スケジュール、移転する所管課、施設、機能、配置等、概要をお示しください。また、空きテナントとなるロッカーについてのお考えもお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 株式会社小森エンジニアリングの撤退に伴いまして、ひたち野リフレビル利活用検討委員会を昨年立ち上げ、今後のひたち野リフレビルの利活用方法について検討を重ねてきたところであります。検討委員会での検討結果、1階、4階では引き続き現状のまま使用することとし、2階では新たに住民異動機能を備え、公共的機能を強化した総合窓口並びに市民の憩いの場としてのフリースペースを設置し、5階には教育委員会を配置し、業務集約に伴う事務の効率化や、15歳未満の子育て世帯が多く居住していることから、教育行政サービスの向上を目的としております。また、6階では新たに入居する事業者を募集し、再びテナントフロアとして利用いたします。

使用目的に変更がある2階及び5階フロアについては、建築、電気システム等の改修工事を施工すべく、令和4年度、予算を計上しているところでありまして、新年度になり次第、執行の準備を整え、秋頃の完成を目途に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 2階と5階に移転される庁舎機能について再度詳しくお伺いいたしますが、今の御答弁から推察いたしますと、2階は総合窓口課、5階は教育委員会に加え、生涯学習課、文化芸術課、スポーツ推進課という理解でよろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 2階は総合窓口課というお話だったんですけれども、それに伴う健康保険の業務とか年金とか、いろいろあると思うんですけれども、そういうものも一緒に行えるような窓口ですね。それと5階については教育委員会ですので、学校教育課、教育企画課、指導課、それと生涯学習課、文化芸術課、スポーツ推進課というような感じですね。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま、2階の窓口業務については新しい形態をお考えいただいているということで御答弁いただきました。

それでは、まず2階について、どの程度のスペースで何名くらいの職員数が想定されているのか。また、5階に移転される所管の業務は、生涯学習センター、運動公園等の施設、本庁舎と、どのようなバランスで考えられているのか。そして、駐車場は月ぎめで何台を契約し、来館者の想定数をどのくらいと見込まれているのか。6階テナント等の関係もあり、将来的に駐

車場が不足した場合はどのように想定されているのか、お伺いします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 先ほど答弁でお答えしましたとおり、リフレビル2階にフリースペースと総合窓口、5階には教育委員会事務室への利用変更を行う計画でおります。2階の配置につきましては、ひたち野うしく駅から延びるペDESTリアンデッキ、その側の北側に市民の憩いの場としてのフリースペースを設けまして、南側に当たるビルの奥側に総合窓口を設置する予定であります。フリースペースと総合窓口で、2階フロアの延べ床面積の約半分ずつぐらいを使用する考えでおります。5階は、エレベーターやトイレなど、共有スペース以外を執務室として利用し、北側に各教育委員会各部署、南側には教育長室を配置する考えでおります。

人員配置については、現在2階で行う業務内容を精査しているところでありまして、必要に応じ、正規職員及び会計年度職員を適正に配置してまいりたいと考えております。

また、ひたち野リフレビル前には139台の駐車場が設けられておりますが、リフレビルの利活用方法が変更になっても、リフレビルを利用する市民の方はもちろん、6階テナント入居者駐車場、市職員駐車場等を含めた駐車場の利用を考えております。しかしながら、ひたち野リフレに従事する職員全員の駐車場を確保するには全体の駐車区画数が不足しておりますので、ひたち野リフレを利用する皆様に御迷惑がかからないよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、駐車場ゲートは14年が経過しており、老朽化している施設でありますので、駐車場の利用状況の変化や修繕部品のメーカー在庫状況等を見極めた上で更新等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 それでは、引き続き、現在行われているサービスについてお伺いします。

現在、1階で予約図書の貸出しサービスが行われていると把握しています。昨日の同僚議員の質問に対し、駅周辺での図書サービスとリフレビル活用は非常に有効と考えるという御答弁がございました。現在の予約本の貸出しと返却から一步踏み込んで、もちろんビルの構造上の特性も踏まえつつ、貸出しサービスの充実をされてはと考えますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 ひたち野うしく地区内で図書館の本を受け取りできないかとの要望の高まりから、平成22年4月、ひたち野リフレ内にリフレ図書カウンターを設置いたしました。以来、同地区の人口増加に伴い、リフレでの受け取り予約も増加の一

途をたどり、今年度4月から1月までの10か月で既に1万1,752件、1日平均38件の受け取り予約をいただいております。これは、エスカード出張所図書カウンターよりも多い数字となっております。

現在、図書の貸出し業務につきましては、ビル管理の一環として業者に委託しているため、管理人室に本棚を設置し、対応しております。しかしながら、予約本の数に対して本棚の容量が不足しており、本棚が空くまでリフレに搬送できない予約本が多数発生し、本をお手元に届けるまでに大変お時間をいただいている状況がございます。これは、早急に解決すべき課題であると認識しております。管理人室のスペースが限られているため、本棚の容量を増やすこともできず、なかなか解決できずにおりましたが、このたびの仮称ひたち野リフレ市民プラザの開設は、この課題を解決するための絶好の機会であると捉えております。市民プラザ開設と併せ、リフレ図書カウンターをどのように運営していくのか、まさにこれから調整していくところではございますが、予約本を迅速にお届けできるよう、課題解決に向けて努めてまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** ぜひ、予約本のみならず、絵本や実用本など、市民が手軽に手に取り、その場で借りられるような仕組みを考えていただけたらと思います。

続けて、次の質問に移らせていただきます。

3番になります。4階会議室で週1回、子育て広場が行われていたと把握しております。出張子育て広場に常設を希望する声がございますが、宅地開発も予定されている現在、ますますひたち野でそのニーズは高まると考えますが、庁舎機能移転に伴い、常設に移行してはと考えますが、いかがでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** リフレ子育て出張広場は、毎週金曜日にゼロから1歳のお子さんとその保護者を対象に実施しております。利用実績につきましては、まず、コロナ禍前の平成30年度における開催日数は年間49日、利用人数は延べ1,612人ありました。令和3年度は緊急事態宣言やまん延防止等措置により人数を制限し、予約制で行っており、令和4年1月末現在の開催日数は年間30日、お子さんの利用人数は延べ204人となっております。新型コロナウイルスの影響を受けた令和元年度からは、開催の中止や人数制限を行ったこと、また、感染の不安から利用を控えた方がいたことにより、利用人数は減少しております。しかし、感染症予防の新しい生活様式に対応するために、もともと行っている電話による育児相談のほか、令和3年7月からオンラインのZoomを活用した育児相談や遊びの提供を23回実施

し、延べ25組の利用がありました。

子育て広場につきましては、第2期牛久市子ども・子育て支援事業計画においては開催日や常設広場の増設を計画しておらず、既存の子育て広場や保育園等で実施している子育て支援センターで対応していくこととしております。

今後の子育て広場の実施体制につきましては、児童数の推移、保護者の就労状況、ニーズ等を把握しながら、感染症対応を踏まえて引き続き検討してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** ぜひ弾力的な対応をお願い申し上げます。

さて、④として、2階の吹き抜けスペースは、平日の昼間は休憩スペース、放課後や休日は子供たちの学習スペースとして愛用されてきました。また、ホールとして、ピアノの発表会やイベントスペースとして貸し出されていたと把握しています。さらに、4階の会議室は、ホームページ上では市民が気軽に申し込めるような御案内がありますが、実際には様々な制約があり、使いたくても使えない、どうやって使ったらいいのかと、たくさんの疑問の声をいただいています。利用方法、ルールを明確にし、使いやすくしていただきたいと考えます。2階ホール、4階会議室の今後の利用と改善策について、御見解をお伺いします。

**○杉森弘之 議長** 栗山裕一市民部次長。

**○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長** 4階の会議室ですが、ひたち野リフレ会議室は、地域づくり及びコミュニティ活動の活性化に沿った活動を行っている市民活動団体等に年に一度登録をさせていただいた上で御利用いただいております。御登録いただける団体の条件としましては、ただいま申し上げました地域づくり及びコミュニティ活動の活性化に沿って定期的な活動を行っている市民活動団体等で、人数が10人以上で、市民が6割以上含まれていることとさせていただきます。また、他課におきましても、関係する団体にひたち野リフレ会議室を利用していただいております。

なお、ひたち野リフレ会議室について、利用できる条件等が分かりにくいとの御意見があるとのことですので、現在のホームページの内容を改善し、利用者に分かりやすい内容に変更してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** ぜひ、ホームページ、また、市役所問合せ等で周知していただき、より市民に親しみやすい会議室となるようお願い申し上げます。

加えてお伺いいたします。2階について、ひたち野リフレに分庁舎機能ができることで、2階の窓口に施設の予約やワクチン接種の問合せなどに直接来館される方も増えることでしょうか。

隣接するシニアマンションからの多数の利用も見込まれます。窓口の開館時間、夜間・休日はどうのように想定されていますか。

また、先日、同僚議員からデジタル窓口の質問がございましたが、先行自治体の中には、年配の方が目的が相談に移行したり、付添いなしで来庁され、デジタル窓口がつきっきりでサポートを要するなど、デメリットもあるようです。2階の新しい窓口は総合窓口課という考えから一旦離れ、公共サービスカウンターとしての新設はいかがでしょうか。証明書の書類発行だけでなく、図書や市内公共施設、体育館、子育て広場、健康診断、うしタク等の予約や登録ができる、そんなカウンターです。また、年配の方には、何の書類が必要か分からず来庁される方もいらっしゃいますので、必要分を確認し、即時発行でなくても構わないというお声もいただいています。また、即時発行を希望される方にはキオスク端末を設置する一方で、市役所OB職員によるコンシェルジュサポートなど、民間的要素も取り入れつつ、ハーフデジタル窓口、新しい窓口サービスをひたち野リフレプラザ2階から考えますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 現段階で検討しているひたち野リフレビルの2階の利用方法につきましては、証明書発行のみでなく、住民登録や戸籍届出、マイナンバーカード業務等が可能な総合窓口の設置を考えておりまして、コロナ感染により本庁舎の総合窓口機能が停止したとしても、リフレで申請処理業務が継続できるような体制づくりを考えているところであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 一番新しい分庁舎機能となりますので、ぜひ開けた窓口、よろしくお願ひ申し上げます。

最後の5番になります。2階にはグランドピアノが設置され、2階のホールは音響効果も市民には定評がありました。窓口が移設された後、ランチタイムや休日など、ストリートピアノとして活用できないかと考えます。また、ストリートピアノは専門のユーチューバーもいるほど人気があり、人流をつくり、観光資源としての価値も創出されます。その活用についてはいかがですか。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 現在、リフレプラザにあるグランドピアノの活用につきましては、このままりフレビル2階に設置し、来館した市民が自由に弾くことができるよう、ストリートピアノとして活用する検討をいたしました。限られた面積でグランドピアノを置くスペースを確保することが困難であることから、断念せざるを得ない状況でございます。

しかしながら、ストリートピアノは、現在、様々な公共施設に設置され、ストリートピアノを弾くために各地を訪ねて回る方々がいらしたり、ストリートピアノが設置されている施設の一覧が公表されていたりと、多くの方々から高い関心を得ている状況がございます。牛久市内にもストリートピアノが設置されることで、若者や音楽が好きな方たちが集まるスポットとなることでしょう。現段階では設置場所の選定や管理の問題など解決すべき課題はございますが、大変貴重な御意見をいただきましたので、参考とさせていただきますと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 ストリートピアノの件なんですけど、私も非常にユーチューブとか、いろいろ見ていまして、興味あることです。また、2か月前でしたか、シャトーでピアノの皆さんが演奏なさったときも非常に市民の方が積極的に弾いていただいて、これはすばらしいなと思っております。僕もいろいろ見て、フラッシュモブとか、そういうものの市民の皆さんが、ないものでの演奏も私も興味があるので、リフレビルのほうは事務系のあれなのでなかなかという気がしますけれども、私はエスカードであれば、これはまたいいのかなんていう思いをしています。そういうところでストリートピアノ、あれもあるものですから、あれもどう使ってもいい。そして、場所によってはいろんな方に、中には下手な人もいるかもしれませんが、それもいいんじゃないかというような形で、そういうことで活用するという。また、リフレビルのほうは、3・11の地震の際に、マンションが多いものですから、非常に揺れがあるということで、また、余震ということで、どうしても揺れに耐え切れないという人が体育館に二、三日いたという経緯もございます。ですから、リフレの場合は、そういう方について一時的な避難場所にもなります。もしどうしてもという場合は、体育館ではその辺、いいんですけども、そういうときの一時避難とか、あと、あそこは駅もございますので、駅が停止した場合、今度そういう人たちの、夏とか季節のいいときはいいんですけども、厳寒の冬とかそうなったときは、駅の前ではなかなか退避できない。そのときは、あそこに入れることによって、そういう対応ができるということでございまして、私は防災の観点からも非常にいいのかなと、よく活用しないといけないんじゃないかなと思ったりします。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま、非常に前進的なお答えをいただきました。先日の牛久シャトーマルシェでは、御予約で10名、当日の飛び入りで10名近くの市民の方が、音の悪い電子ピアノでしたが、弾いていただくことができました。やはり音楽というのは人の気持ちを高揚させ、また、活気づけるという力があると考えております。牛久市にストリートピアノが生まれれば、新しい文化、新しい人脈、新しい人流が生まれると感じますので、ぜひお願い

申し上げます。

ひたち野リフレは駅直結の好立地にあり、市の重要拠点として整備していかなければならないという認識を新たにする一方、本庁舎あってこそその分庁舎と考えます。市民が結局は窓口をはしごしたり、人員不足により本庁舎での待ち時間が長くなるようでは意味がありません。現在、市役所では、週初め、週末問わず、電話がつながりにくくなっています。ぜひ本庁舎の充実と動線を見直し、市民ニーズの的確な把握をされ、時にはOB職員によるサポートなども取り入れつつ、ひたち野リフレの整備をされるようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

大きな2番、地域リスクを減らし、安心安全なまちづくりについて伺います。

①令和2年第1回定例会の同僚議員の質問にもございましたが、牛久市は、自動車盗難が県内でも非常に高い傾向にあります。車上荒らし、いたずらも同様です。夕刻の児童生徒への声かけ事案なども発生しています。市では、特に夕方から夜間にかけて、どのような安全対策が取られていますか。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** まず、牛久市全体における犯罪発生の概要を御説明させていただきます。令和2年中の牛久市内における刑法犯認知件数は375件と、前年に比べ80件減少しております。1,000人当たりの犯罪率で比較しますと、牛久市は約4.4と、県内44市町村中31番目となっております。全体的に犯罪の件数は減少傾向が続いておりますが、住宅侵入窃盗が増加しております。特に、家に住民が在宅している最中に住居内に侵入して金品を盗む忍び込みという手口が前年より15件増の26件発生をしております。コロナ禍で在宅する機会が多く、また、換気のため、窓を施錠せずに開放していて被害に遭っているケースが多いため、まずは自主防犯として、基本的なところではございますが、在宅中でも気を緩めずに鍵をきちんとかけるよう、市民への注意喚起や広報等による周知徹底を図ってまいります。

夕方・夜間の防犯対策といたしましては、前述の犯罪発生状況の周知や防止対策の啓発活動のほか、現在行っている市の事業といたしまして、街頭防犯カメラの設置、青色防犯パトロール広報車による巡回、防犯目的で活動している行政区等への防犯パトロールベストやのぼり旗等の配布がございます。街頭防犯カメラにつきましては、平成28年に牛久警察署と防犯カメラ設置に関する協定を締結し、犯罪の予防や検挙の観点から、必要性が高い交差点に順次設置を進めており、現在、14交差点に22基の防犯カメラを設置しております。青色防犯パトロールは、主に警察OBの方が車両に乗車し、小学生が下校する時間帯から夕方・夜間のパトロールを行っております。そのほか、児童への声かけ案件や不審者情報が寄せられた場合、特定の地区での犯罪が発生したとの情報を認知した場合、それらの情報を共有して、地域を重点的にパトロールする対応をしております。

防犯目的で活動している行政区等への防犯パトロールベストやのぼり旗等の配布につきましては、地域における防犯意識の高揚を図る目的として地域安全課にて配布を行っておりますが、犯罪の予防は個人一人一人が他人任せにせず、防犯意識をしっかりと持ち、まず自分でできる対策を考えて行動することが重要ですので、この点につきましても周知を図ってまいりたいと思います。

そのほか、夕方・夜間の防犯対策といたしまして、夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生防止を図るため、防犯灯の設置事業を行っており、現在、市内に1万100基の設置がございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 様々な防犯対策をお伺いいたしました。

今、御答弁にございました街頭防犯カメラの設置について、特にお伺いします。こちらは、どのような基準で取り付けることが可能か。加えて、市に普及している防犯灯は、設置に当たっての基準、新設希望箇所への増設、管理、こちらについてお伺いします。

今年度、御相談があったケースですが、2年にわたり、タイヤの盗難、タイヤの切り裂きなどの被害に遭われています。基準どおり防犯灯はつけられていますが、隣地が集合住宅での行き止まりにあり、人目につきにくい場所です。街頭防犯カメラ等、どのような対策が考えられるかについてお伺いします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 防犯灯の設置基準でございますが、警視庁の「安全・安心まちづくり推進要綱」では、道路における防犯対策として、地面における平均照度が3ルクス以上必要とされております。この3ルクスとは、4メートル先の人の挙動・姿勢等が識別できる程度の照度であり、具体的な基準は公益財団法人日本防犯設備協会が定めており、牛久市はその基準に沿った整備を進めております。なお、現在、市で設置しているLED防犯灯の性能と照らし合わせますと、おおむね25メートルの設置間隔となります。

次に、管理につきまして、以前は各行政区が防犯灯の管理を行っていましたが、平成26年度に行った市内防犯灯の一括LED化に当たり、行政区が所有する全ての防犯灯を市が受け入れ、それ以降は市内全ての防犯灯を市が管理しております。

新設につきましては、年度ごとに行政区長へ要望調査を行い、調査結果を基に、現地を確認し、設置の判断をしておりますが、前述の防犯灯受入れ時に存在していた団地等については、既に必要な防犯灯が設置されているものと考えております。そのため、現在は新設道路や新興住宅への設置が中心となっております。維持管理につきましては、市職員及び青色防犯パト

ールからの報告、市民からの連絡を基に、現地を確認し、修繕手配を行っております。消灯している防犯灯を発見されましたら、地域安全課までお電話いただくか、市公式ホームページからお知らせくださいますよう御協力をお願いします。

以上です。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 街頭防犯カメラの件についてお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおりでございますが、街頭防犯カメラにつきましては、牛久警察署と防犯カメラ設置に関する協定を締結しておりまして、警察署との協議の上、例えば事故が多い交差点ですとか犯罪の予防の観点から、必要性が高い交差点をリストアップして順次設置を進めているところでございます。また、県の補助なども今年度から使って設置を進めているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 防犯カメラについてはなかなかハードルが高いと認識いたしましたが、ぜひ、引き続き市民の防犯のために力を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

次に、③として、私は令和元年第3回定例会において、ひたち野うしく駅周辺に環境整備を兼ねた照明をとという質問をしています。その後、駐輪場上部の通路や西口ベニマル前交差点にLED照明が整備され、市民から大変喜ばれています。今回は、東口のリフレビルからカスミ交差点にかけての道路周辺について質問いたします。

特に、牛久栄進高校からの自転車通学の生徒さんから、足元が見えずに危ない、怖いという意見があります。ゼロカーボンシティを目指す牛久としては、環境に優しく、景観も損なわない照明が理想と考えます。昨年度、環境省で実施されていたスマートライティング等補助事業等で活用できるものはございますか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 ひたち野地区の御指摘のあった箇所への防犯灯の設置につきましては、今年度及び過去数年間の地元行政区からの要望箇所を確認しましたが、御要望を受けたことはございませんでした。防犯灯の新設につきましては、地元からの要望が基本となります。今後、地元行政区とも意見交換をした上で、必要に応じ、様々な手法についても調査検討をしてみたいと存じます。

次に、環境省の補助事業でございますスマートライティングにつきましては、補助の要件として、LED化が未実施の防犯灯をLED化する事業が対象とのことでございまして、既にLED化が完了している地区や新規の設置は対象外であることを確認しております。しかしなが

ら、電線地中化となっている地区におきましても、真に必要な場所であれば、東京電力等の関係機関と協議し、防犯灯を設置する方向で進めてまいります。なお、足元を照らす照明灯につきましては防犯灯とは異なるため、施設管理者等にも情報を提供した上で問題点を共有し、必要に応じ、関係機関と協議してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 防犯灯については、地区単位、行政区単位で要望を拾い上げていると把握いたしました。一方で、通学路はどうしても利用される方がその地域に居住していない方、または離れた方が多数でございます。ぜひ、通学路についての危険箇所、夜間防犯が薄い箇所について、声を拾う仕組みを御検討いただきたいと思います。

また、環境省では、ゼロカーボンシティ、脱炭素化先行地域に対して補助金を創設していますが、民間の会社にも同様の補助金を創設しています。太陽光パネルを活用した夜間照明でフットライト、壁面ライトを設けて、地域防犯に寄与している例がございました。こちらに関しては、行政からの説明があり、その企業が利用したということでございます。ぜひ脱炭素と防犯を両立し、明るい地域を目指していただきたいと考えます。

それでは、(2)として、通学路の交通危険箇所対策についてお伺いしてまいります。

1番、先般、全議員宛てに市内通学路の危険箇所について資料配付をしていただきました。議員各位におかれましては、2月16日に配信されたメールの添付資料を御覧いただければと思います。

それでは、今年度の通学路交通危険箇所に対しての主な取組をお示しください。

**○杉森弘之 議長** 川真田英行教育委員会次長。

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** 通学路の安全対策につきましては、従前より牛久市通学路交通安全プログラムにより、市役所内部はもちろんのこと、関係機関とも連携して対応必要箇所を把握し、改善を行っているところです。今年度は、八街市での事故を受けて、令和3年7月初め、改めて危険箇所の洗い出しを緊急に実施したほか、令和3年8月末に令和3年度の合同点検という形で実施しまして、これまでの継続案件となっている箇所を含め、危険箇所を一覧化するとともに改善方法を協議し、その対応状況の進捗管理を行っております。

今年度対応が完了した主な改善の取組といたしましては、阿見町方面から牛久運動公園前、ヤマト運輸営業所前を通り、牛久警察市方面へ抜ける道路の部分ですが、登下校時に車両がスピードを出して通過するというので、通学路として危険であるということで、ヤマト営業所付近に路面標示とポストコーンによる車幅を減少させる狭窄という形を設置した結果、車両のスピード抑制につながっております。さらに、この道路については牛久警察署へ速度規制を要

望し、県警本部へ上申した結果、40キロ及び30キロの速度規制がかかり、速度規制標識が今年度中に設置されるということで伺っております。

また、ひたち野さくら公園、中根小の付近ですが、調整池に沿った道路で、児童の通りが非常に多い通学路であります。歩道が未分離のため、登下校時に危険でありましたが、セーフティパイプを約9.2メートルほど設置したことで児童の安全な歩行スペースが確保されました。

ほかに、牛久小学校の城中・田宮線の信号機が設置されている横断歩道ですが、6号パイプの接道及び城中・田宮線の延伸ということで、交通量の増加が予想されるということで、児童が信号待ちをする滞留する部分に車両の進入を防止する車止めを設置しています。また、車止めについては、ほかの大きな交差点においても、児童生徒が横断歩道を渡るために一時滞留する箇所にも車両進入を防止するための車止め、もしくはガードパイプという形で設置しております。

さらには、茨城県市長会、町村会を通じて国への要望活動として、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣ほかに対して、児童生徒へ交通安全教育の指導の強化と十分な予算の確保及び小学生の徒歩通学におけるヘルメットの着用の推奨と購入のための財政支援という形で申入れが行われております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** ただいま、最後に通学用ヘルメットについて、さらに推奨していくべく、市長会で国に向け予算要望したという御答弁がございましたが、今回の質問は、通学路の危険箇所はどう向き合うか、さらには、下校時の児童が学校の管理下から離れ、先生の見守りがなくなることに對し、どう対策をしていくかということでございます。新年度予算にも計上されていますが、ヘルメット単価は3,400円から3,800円に値上がりしたと伺いました。1年生には新年度全員、以降3年経過ごとに無償配付、ヘルメットは有償とし、その分の予算を交通安全指導やボランティア補助金に充当されたほうが有効ではないでしょうか。また、下校時の考え方には法的な整理も必要であると文科省からの審議もございます。この点について御見解をお伺いします。

**○杉森弘之 議長** 川真田英行教育委員会次長。

**○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長** ヘルメットの件につきましては、登下校時の安全確保という部分で、直接通学路のハード的な整備ではないんですが、関連する事項として御紹介させていただきました。これについては、県の担当課も方向性としては一致しております。令和3年7月並びに、実はつい最近の本年の3月にも県の担当部署から着用促進をしてくださいという文書、加えて、一方では目の疾患をお持ちの方であったり、頸椎に負担がかか

る方、あと夏の熱中症のときなどはやはり配慮しながら促進して、強制はしないでくださいという、その両面での文書を頂いて、市としても推進をしているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ぜひ、メリット、デメリットをきちんと周知し、また、生徒には決して強制ではなく、推奨、自由化ということでお願い申し上げて、次の質問に移ります。

次に、令和4年度以降に予定されている交通危険箇所への主な取組についてお示してください。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今後予定されている取組につきましては、国道6号牛久市役所入り口交差点から牛久第二小学校方面へ向かう、新たに信号機が設置された市道23号線、城中・田宮線の交差点までの道路につきましては、現在は幅員が狭く、歩行者の通行スペースが確保されていないため、令和3年度に通学路合同点検の中で危険箇所ということで捉えまして、令和4年度に改善の取組を行うことを検討しております。

現在はセンターラインが引かれた2車線となっており、通学路に指定されておりますが、歩道が設置されておられません。改善の取組の内容といたしましては、路肩をカラー化し、歩行者が通行するスペースを確保するという事で考えております。また、限られた幅員の中で整備をするために、センターラインを消して1車線化することを道路整備課で検討しております。ところでございます。歩行スペースを確保するため1車線化することで車両の通行にも制限が出るということで、交通量も減少するのではないかとこの見方をしております。実施に当たっては、車両の通行に制限が出ることから、地元への説明等も必要になってまいりますので、施工する道路整備課と十分協議を進めてまいりたいと考えております。

また、牛久市通学路交通安全プログラムによりまして、毎年実施している合同点検の中で、新たな危険箇所を把握し、改善していく、そういったサイクルの中で対策を協議し、優先順位を決めて関係機関と連携を図り、改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 今年度、新年度と、きめ細やかな対応をしていただき、ありがとうございます。

本日の質問前に、複数箇所の要望を保護者からいただきました。ここで一点一点確認するのは困難と思われまますので、後ほどお伝えいたします。そちらにつきましても、よろしく願いいたします。

3番に移行いたします。さて、全国で教職員の働き方改革に伴い、教職員の登下校時の見守

りが徐々に廃止される傾向にあります。牛久市内の各校の現状と、今後を見据えて、教育委員会としてのお考えをお伺いします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 現在、市内小中学校、義務教育学校における登下校の見守りにつきましましては、学校の教職員及び保護者や地域住民の皆様方の協力の下、見守りを行っております。一方で、ある小学校の学校運営協議会では、先生方の登下校時の負担を減らしていただくというような取組で話し合いがなされ、区長さんや地区社協の皆様が地域に登下校の見守り隊を募集いたしました。多くの見守り隊の方が集まり、まず、横断歩道の渡し方の研修を行ったと伺っております。

また、ある中学校の学校運営協議会では、教職員の下校指導の負担を話し合っただき、下校指導の代わりに生徒に毎月登下校の振り返りを文書として書かせ、意識を高めるというような活動に移したというふうに確認しております。

このように、教職員の本務であります授業づくりと、そのための教職員の資質、能力の向上を図るための研修等以外での教職員の負担が非常に増加している中で、教職員による見守りの負担を軽減しようといった取組が行われております。

登下校における学校の責任といたしましては、学校保健安全法第27条で交通のルールの基本的指導を行うこととなっており、実際に子供たちが地域の方々と一緒に歩きながら危険箇所の発見やその対応など、自分の身を守る学習を進めたり、市役所地域安全課の交通安全教化員による交通安全教室なども開催したりしております。また、同法の30条には、児童生徒の安全確保を図るため、保護者や警察、その他の関係機関との連携を図るというような努力義務ということも書かれております。学校安全協力者会議であったり、学校運営協議会などに教育委員会も参加して連携を進めてまいりたいと考えております。

登下校の指導につきましましては、平成31年1月の国の中央教育審議会の答申において、登下校に関する対応は基本的には学校以外が担うべき業務とされており、今後、文部科学省は法的な整理を踏まえた地域や保護者への明確なメッセージの発信、通学路の安全確保について学校が中心となって担っている対応の見直しを警察などの関係機関を所掌する省庁への協力要請、地域ボランティアなどの参画を円滑に進めるための地域学校協働活動の推進などが示されております。

また、令和3年3月に文部科学省から出された登下校の見守りハンドブックの中には、見守り活動の様々な取組が示されておまして、登下校の子供たちを地域全体で見守る体制として、地域住民、保護者、PTAの皆さん、地域団体の方々の見守り活動に対して、学校は保護者との連携・協働、地域連携の機会創出、行政は活動者への支援、情報提供、安全な通学路環境の

整備といった役割と書かれております。

こうしたことを考えますと、児童生徒はやはり地域の宝でありますので、教職員の見守りによる負担を軽減し、子供たちに対して効果的な教育活動ができるようにすることは子供たちのためであること、子供たちの登下校の見守り活動は、保護者、PTA、関係団体など、地域総ぐるみで行うことが大切であり、その仕組みづくりが重要であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 私は、働き方改革に伴い、学校の見守りがなくなる、これはどのくらいの働き方改革につながるのかということを確認するために、昨日、牛久市内の小学校と中学校の明かりが何時になったら消えるかというパトロールをいたしました。8時になっても明かりは消えておりませんでした。下校時、やはり1時間近く、生徒たちの見守りに時間を割く、これは逆に非常に重要なお仕事であり、そしてまた、逆に物すごく先生方にとっては時間を割かれる作業であるということを確認いたしました。引き続き、国土交通省やJR、警察との協議をよろしくお願いいたします。

今、御答弁に、PTAや学校運営協議会の中で検討されるというフレーズがございましたが、その当のPTA、学校運営協議会の方が頭を抱えています。見守りがなくなることに対する保護者アンケートに度々登場するのは、市と一体となって、教育委員会の下、市が主導してというフレーズです。

そこで、最後に教育長にお伺いいたします。ひたち野学区は、その9割が現役世代であり、住民同士の交流も、市内のほかの地域と比べると薄い状況です。行政区の役員会もリモートで行われるなど、効率的である一方、年配の方は2世代による転居のケースも多く、世代間交流は大変難しい状況です。過日、同僚議員の質問の際にもございましたが、地域ボランティアを公的機関から呼びかけることで、より多くの優れた人材を見いだし、御本人にも生きがいとやりがいを感じていただく。大変に同感できる御意見でした。教育委員会が主体となり、広報紙等を活用して、地域見守りボランティアの呼びかけは考えられないでしょうか。

また、きっかけさえあれば地域に貢献したいという思いを抱いている企業や小売店も少なくありません。集まった協力団体、ボランティアは学校区ごとに振り分け、学校運営協議会などに橋渡しをできればと考えます。御見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 登下校の見守りをしている御年配の方に一緒に話を聞いたときに、俺は子育てするときは仕事人間でほとんど子育てできなかったのが、今、子供たちは俺の孫だと思っ  
てかわいがっているんだという話とか、ある学校では、がんのステージ4だったのに子供の

ところへ来ていてくれて、1か月後に亡くなったんですが、そういう方とか、この間も立っている方が、子供たちが横断歩道を渡してあげたら非常にいい返事をするんだと。こういう返事をしたら、自動車で運転している人も気持ちよく止まってくれるよなという、とてもいい声をたくさん聞くんですが、やっぱりそれはひたち野地区ではないんです。やっぱり御年配の方々が多い地域は、この地域の子供らは俺の子供だという意識がとても強くて、そういうのがあるんですが、ひたち野地区はそういう御年配の方々がないので、どうしても保護者に頼ってしまうと。保護者も働いているので難しいという状況だと思うんです。

それで、学校運営協議会という教育委員会の下部組織をつくって、そこにPTAとか区長とか民生委員さんとかいろんな方が入って地域を取り込む仕組みというのを今、先んじてつくって取り組んでいるんですが、これでどれだけこの地域が集まるかとなると、中根の一部やひたち野は難しいのかなということも考えますし、一方では、俺の地域の子供らはかわいいんだと。俺の地域の子供って意識を感じると、こちらのお年寄りが向こうまで行って、俺の地域と感ずるかどうかということとか、子供たちの紙で作ったメダルを大事に持って家に飾ってあるお年寄りがたくさんいるんですが、そういうのがこっちからこっちに動いたときにどうなるのかなというも感じてはいるんですが、取りあえず、今、学校運営協議会で地域に声をかけているので、それが今後うまくいかない場合には、やっぱり教育委員会がある程度調整してあげる必要もあるのかなと思っていますので、検討していきたいということで今は考えています。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 今、いろんな話を聞いていまして、僕も市P連の会長をやっていたとき、いろんな皆さんとお話ししたとき、子供たちは学校へ行ったら学校の先生に世話になる。いろんなことで教えてもらう。そして、学校を離れば、これは親の教育だという話をしていました。ただ、登下校中にはやっぱりそういう見守りはできないという人もいます。だったら、どうしたらいいのかという話になって、そういうときは誰かが補えばいいんでしょうと。やっぱりみんなで、そのできない人に補うと。そして、自分たちの子供は自分たちで守ると、地域の子供を守るという意識、これは一番大切じゃないかなと。何かあったとき、これは何か行政に頼む、誰かに頼むじゃなくて、まず、子供たちの親が私たちの地域の子供たちをどうするかということをもっといろんなことで議論しながら、そして、どうもその先のできなかつた場合は地域の区長さんとお話ししたり、いろんなことをしてもいいんでしょうという話を私たちもお話ししました。

でも、その先にやっぱりあるのは子供たちが自分で自分の命を守るということをしっかりと親も、そして学校の先生も教えていただくことによって、まず、未然にそういうことを防ぐような、でもただ、いろんな事故、八街のように、どうしてもそうならない、そうしていても、

なる事故も多いのも事実です。でも、私たちでその前に、危ない箇所には行かない、そして、とにかく気をつけて、昔は嫌な言葉がありました、人を見たら泥棒と思えというような言葉がありますけれども、ちょっと行き過ぎた言葉でありますけれども、そのくらいに自分で気を使う、自分の身を守るということを、日本人は僕はそういう部分ではちょっと平和であるので、ちょっと欠如しているのかなど。でも、これは悪いことじゃないんですけれども、ただ、もう少し、防犯にしても、こういう交通事故にしても、私たちはもっと子供たちに自分の身をどう守っていくかということも、これは私は大きな教育だと思っています。

ですから、そういうことで、非常にこのように複雑になってしまったところでございますけれども、もう一度その岐路に立って、いろんな部署で話し合ってもいいのかなど。行政としてもできる限りのことを今考えてやっています。交差点のコーンとか。まず、とにかく私たちが、職員にも話していますけれども、とにかく今行政でできることを皆さんでやろうと。その先、いろいろ考えて、例えばさっきの狭窄の道を造ったり、それからコーンとか道路の交差点部の黄色い塗装を施したり、また有効な手段があったらやっていこうと思っております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 加川裕美議員。

**○12番 加川裕美 議員** 教育長に続き、市長の力強い御見解をお伺いいたしました。行政でできる限りのことを考えていく。非常に力強いお言葉です。よろしく願い申し上げます。

シルバー人材、ボランティア、協力企業、地域が一体となり、子供たちを守る取組は、今後ますます重要となってきます。その橋渡しをするのは、今おっしゃっていただいたとおり、やはり行政ではないでしょうか。ボランティアも、つながりと継続という意味で、ある程度の動機、きっかけづくり、いわゆるインセンティブが必要かと考えます。市内商工業者と学校、保護者が結びつくことで、地域活性化にも寄与します。市役所コンシェルジュ、企業ボランティア、ぜひ新しい取組としてお考えください。

また、最後になりますが、本日3月9日は人権擁護LGBTQをカナダの子供たちが呼びかけた日で、ピンクシャツデーという日です。根本市長のピンクのネクタイに明るいあしたを感じた質問でございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○杉森弘之 議長** 以上で、12番加川裕美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時22分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 日本共産党、北島 登です。質問通告に沿って一般質問を行います。

1番目の質問は、不登校とフリースクールへの支援についてです。

不登校の問題が社会的に認知されてから数十年たちますが、根本的な解決には至っていません。これには、日本の教育が抱える問題が内包されているように思います。あわせて、高度経済成長時代から低成長への急激な社会状況の変化に教育が翻弄された側面が否めません。教育基本法は、教育の目的は人格の完成としています。時々社会状況によって、安易に教育を変えるべきではないでしょう。あわせて、教育を受ける子供たちは未来を担っています。教育の対象物と見るのではなく、子供たちこそ主人公となる教育が求められています。こういったことと相入れない国の教育政策が教育における様々な問題の一因になっているのではないのでしょうか。

その一つが不登校の問題です。文部科学省が調査し、2021年10月に発表された資料には、1998年から2020年までの小中学校における不登校児童生徒数の推移が示されています。1998年には全国で12万7,692人、1,000人当たりで言いますと10.6人でした。その後、ほぼ横ばい状況が続いていましたが、2014年から増加し始め、近年は大きく増加しています。2016年には19万6,127人、1,000人当たり20.5と、ほぼ2倍となっています。この人数には、新型コロナ感染回避の欠席は含んでいません。不登校の要因としては、2020年の調査で無気力・不安という項目が一番多く、46.9%となっています。このような漠然とした理由しか把握されていない状況です。真の原因は分かりません。次いで高いのが生活リズムの乱れ、遊び・非行、これが12%となっています。牛久においても不登校が増えていると聞き及んでいますが、どのような状況でしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者と定義しています。牛久市の過去3年間の不登校児童生徒数の推移ですが、平成30年度62名、令和元年度79名、令和2年度127名となっております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 やっぱり全国的な傾向と軌を一にしているというふうに見えます。

そして次に、不登校に至らないまでも休みが多い児童生徒、この推移はいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市の過去3年間の不登校には至らないが休みの多い児童生徒数、つまり年間の欠席日数が10日以上29日以下の児童生徒数をお答えします。平成30年度25名、令和元年度11名、令和2年度は110名となっております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 不登校に至らないまでも休みが多い児童、一気に10倍にも増えている。この理由は、どのように捉えていますか。それと併せて不登校の理由、牛久においてはどうなっているのか、それについてお答えをお願いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 先ほどお答えしました令和2年度の不登校児童生徒数127人と、不登校には至らなかったが欠席の多かった110人の要因を見ると、一番多いのは本人に係る状況で無気力・不安が36.3%、2番目に多いのが本人に係る状況の中で生活リズム等に関するもので22.4%、3番目が家庭に係る状況の中の家庭環境で17.2%、この3つで全体の4分の3を占めております。その他としては、いじめを除く友人関係が6.6%、学業に関するものが5.9%、親子関係に関するものが5.6%と続いております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ここでも全国的な統計といいますか、調査と、数字はまだ高い低い若干ありますけれども、同様の傾向が見られるということですね。そして、この不登校の児童生徒、日常的にはどのように過ごしているのでしょうか。不登校といっても、ほとんどの生徒は時々学校には通っています。全く学校に行っていない生徒は、文科省の先ほどの調査では4.2%、それ以外はやっぱり学校へ通ったりしているわけですが、これら学校へ行っていない間、児童生徒はどのように過ごしているか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 先ほどの定義にもありましたように、30日以上欠席した者を不登校児童生徒と定義しています。不登校の子供たちの状況を見ますと、休みはありますが、保健室や相談室等を利用しながら登校を続けている子も多くいます。また、教育センターきぼうの広場で定期的に相談を受けたり、適応指導教室を利用している子供、民間のフリースクールや通信制高校の中等部に通っている子、そして外に出ずに一日家で過ごしている子供に分かれます。

その中で、一日家で過ごしている子供たちがどのような日常を過ごしているか、これまでの

ケースの中から幾つかを紹介します。

学校から送られてくる授業をオンラインで受けている子や、学校から配付されたタブレットを使い、学習ソフトで学習している子もいます。また、親子で散歩することを日課にしている子がいましたが、周りの目が気になるために、時間帯を暗くなってからにして、遠くの公園まで行って歩いているという子もいました。

一方、時代の変化を感じる例もあります。以前であれば、家に籠もりきりで、1人でゲームをやっている、誰とも話をしないで心配だという相談もありましたが、最近はゲームのオンラインで他者とつながり、オンライン上に友達ができ、会話を楽しんだり、一緒にゲームをしたりしている子供たちもいます。そのため、家から外に出なくても、いろいろな人との関わりが持てるので、なかなか外に出てみようという気持ちになりにくい状況もありました。

このように、不登校の子供たちの状況も変わってきています。教育委員会も、きぼうの広場を中心に、子供や保護者からの相談を待つだけでなく、これからは家庭に訪問していくなど、今後はアウトリーチ型の支援の充実が必要ではないかと現在検討している状況です。

以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** タブレットを使つての学習、友達とのコミュニケーションはできると思いますが、小学生の年代においては、直接向かい合つて体を使って遊ぶ、そういう中で他の人との付き合い方、コミュニケーション能力を身につける、そういう世代であります。適切な学びの場、居場所が必要ではないでしょうか。

先ほどの答弁から考えますと、どう過ごしているか分からない子供たちがざっと100人以上いるのではないかと推察されるんですが、例えばホームエデュケーション、親が子供に教える、そういう家庭もあるかと思いますが、それができる家庭は極めて少ないと思います。全く放置された子供たち、これを残さないための対策が必要だと思います。教育長は、先ほどアウトリーチ型、こちらから手を差し伸べていくということをおっしゃいましたけれども、現在においても、こういう、全くどこへも通わず、あるいは親の見守りもないといった子供たちはどのくらいいるか、分かるでしょうか。分からなければ結構ですが。

**○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。**

**○染谷郁夫 教育長** 全く学校に来られない、連絡が取れないというのは何人かはいるというのは存じています。ただ、その中で訪問型家庭教育学級というものやっております、大学生が家庭に行つて、週に1回ずつ相談しているというような状況でつながっているところもあるんですが、すみません、具体的な数字はちょっと今把握しておりません。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

○13番 北島 登 議員 相当数の子供たちが教育を受けられず、放置されている状況が見えてきました。不登校は本人に問題があるから、あるいは親の問題だというような認識を持っている人がまだまだ多くいます。しかし、今の学校では服装や行動が必要以上に規制され、自由が制限されています。そこになじめない子供たちが少なからずいるということです。こうした児童生徒の学びを保障する必要があると思いますが、見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 後でも出ますが、教育の機会確保法という法律ができて、休むことも大事だよということを言い始めて、学校にどうしても戻るということを強く勧めることが大事ではなくて、本人の自立ということに向かって進んでいくような教育を考えようということがありますので、そういった面で新しいその教育の仕組みづくりというのも大事になってくるのかなと考えます。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 教育機会均等法、2016年に公布されましたけれども、正式な名称は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律というのですが、その中で基本理念として、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすることということとともに、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実績を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることと定められています。その一翼を担うのがフリースクールです。かつては、適応支援として、学校へ戻すこと、学校へ行けるようにすることが中心に行われていた。そういう指導が行われていた面もありましたが、この法律の制定によって、先ほど教育長がおっしゃったように、学校を休んで他のところで学び、そういう場へ行くということも広く認められるようになってきています。

牛久において、フリースクールへ通う児童生徒の状況はどうでしょうか。市内のフリースクール、市外のフリースクールへ通う児童生徒の数、その出席認定はどうなっているのか、お伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今年度、フリースクールを利用している児童生徒は11名います。内訳としては、小学生が3名おり、市内の民間施設を利用している児童が1名、市外の施設を利用している児童が2名です。中学生は8名おり、市内の民間施設を利用している生徒が2名、市外の施設を利用している生徒が6名です。この11名は、フリースクールの利用日を指導要録上、出席扱いとして各学校で対応しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 先ほど100人を超える不登校の人がいる、その中でフリースクールへ通っている人は11人、そのほかはタブレットだけで自分で勉強、学習がちゃんとできるかという、これは大人でも難しいことですよ。そうするとやっぱり、ちゃんとそれなりの学習の場というのが保障されていないと思えるのです。

そこで、フリースクールへ通う児童生徒が少ない問題、ここではフリースクールの多くは運営費をどう賄うか、非常に苦勞しています。良心的で子供に寄り添った活動をしているところほど、経済的には厳しい状況にあります。そして、保護者の経済的負担も大きいものになっています。例えば牛久にある民間のフリースクールは、子供の自由を大切に、学ぶこと、遊ぶことを自分で決められるように、自立できるようにという運営をしています。この利用料は、月ぎめで3万円。そして、もう一つのほうは、利用日1日当たり1,500円以上で、あとは額は保護者が決めると。ただし、この場合は登録料として3か月ごとの更新で1万円、別に必要となりますが、この額は県内でも最低のレベルです。

例えば、つくばのあるフリースクールでは、入学金10万円、授業料4万2,000円、このくらいが相場かなと感じているわけですが、そして、つくばでは商業ベースのフリースクールを標榜した塾まがいのところも増えています。つくば市が公設民営のフリースクールをつくりましたけれども、来年度から民間委託、プロポーザルを行ったところ、大手の家庭教師派遣事業を行っている会社がプロポーザルで第1位となりました。これまで頑張ってきたNPO法人が排除されようとしたわけです。保護者からも、子供たちに非常に慕われて、喜んで通っているという声が聞こえるようなフリースクールでしたが、保護者たち、そして市民の反対によってこれは撤回されて、元のNPO法人が運営することになりましたけれども、その大手の家庭教師派遣事業を行っている会社は、別のところで同じようなフリースクールを開設するという方向で動いているようです。市もそれに対して援助するようなことを聞き及んでいます。

こういう状況の中で、保護者の経済的負担は大きなものがあります。フリースクールへの支援、それとともに保護者への支援を行うべきではないかと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市では、現在、フリースクール利用者への経済的支援に関する制度を設けてはおりません。茨城県では、今年度よりフリースクール連携推進事業を立ち上げています。補助を受けるための条件はありますが、フリースクールに通所する小中学生に対して授業料などを補助することで、不登校児童生徒の学びを支援する事業となっています。牛久市で

も、各校を通して、不登校または不登校傾向である児童生徒並びにその保護者に、この事業に関するチラシを紙媒体にて配付を行い、この事業の周知を図っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今、答弁の中にあつた県の支援策、これは保護者への経済的支援対象の範囲が非課税世帯、そして限度額が授業料の2分の1、かつ、月に1万5,000円となっています。先ほどの例で見ますと、3万円プラス通学費用、そして諸経費を考えると、5万近くになりますね。通うところが違えばもっと高くなるわけですがけれども、これだけの負担を保護者が行う。年収200万から300万程度の世帯ではとても重い負担になり、フリースクールへ子供たちを通わせることができない、そういう状況にあると思います。

フリースクールに通う子供が、先ほど言いましたように、不登校であつて、通いたいけれども通えない子供たちが多く取り残されている状況があるのではないかと。さらに、小学生の場合、送り迎えが必要になってくる。そういうことから親の仕事も制約される。そこでも収入に大きく影響します。

フリースクールの保護者運営スタッフなどへのアンケートでは、多くが支援を広げてほしいと訴えています。幾つか挙げますと、不登校の子供を持つ家庭は、学校へ行くことがあるかもしれないと、学校にかかる費用、給食費、教材費、制服、かばん、靴、その他、その他にはPTAの会費なども含まれておりますけれども、その他を出した上に通院、他の支援してもらえ場所へ行ったり、カウンセリングなどに資金が要る。加えて、子供のために多くの時間を費やすために仕事に支障が出て、働き方を変えなければならない。こういうふうな回答がありました。

支援内容については、非課税世帯だけでなく、課税世帯も対象にしてください。うちは自営業なので、赤字になって支払えなくなったら、子供が通いたいと言ってもやめるしかないので、1万円、2万円の差は大きいですよ。また、不登校や行き渋りがあると、子供を1人にして仕事に行きにくい。いつ学校に行く気になるのかも分からず、仕事を続けられない。なのに、フリースクールや習い事にお金もかかる。どうしたらいいのか分からない。自分の子供が学校になじめないのは、全て親の責任だと言われているようで悲しくなる。こんな言葉が幾つもつづられています。

フリースクールを利用したくても経済的な負担が大きく、涙をのんで諦めている子供、保護者が多くいるのではないのでしょうか。先ほどの放置されているのではないかとと思われる子供たちが通えるようになれば、学びの場、居場所を保障されることで、豊かな子供時代を過ごすことができるでしょう。公的な支援がどうしても必要です。県への支援策の拡充を働きかけると

ともに、市としても、市内のフリースクールへの支援、そして、市内市外を問わず、フリースクールへ通う保護者への支援制度、この創設が求められると思いますが、市の見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 不登校の子供たちの居場所、支援の場としての公設民営フリースクールをつくっている自治体もありますが、牛久には教育センターきぼうの広場があります。きぼうの広場では、保護者や子供たちの教育上の相談に応じるとともに、適応指導教室を設けております。この教室は、不登校の子供たちにとっての居場所であり、小集団活動や学習支援をする場となっております。きぼうの広場では、学校復帰を全てと考えておりません。保護者と子供の面接を通して、子供の状況を見取るとともに、ニーズを把握し、一人一人に合った支援方針を立て、子供の自立を目指した支援を行っています。

ただ、不登校の子供たちは一人一人違うように、ニーズは多様です。きぼうの広場の相談業務も非常に多くなっています。現実には、通学距離なども考えますと、きぼうの広場以外にも様々な学びの場があり、選択できるようになるのが必要なのかもしれない。

今後は、牛久市内の児童生徒が通所している民間フリースクールなどを訪問し、情報共有を図り、よりよい支援につなげるとともに、牛久市内に多くの民間フリースクールができることを期待しております。

**○杉森弘之 議長** 北島 登議員。

**○13番 北島 登 議員** きぼうの広場が不登校対策としても大切な役割を果たしていることは承知しています。今の市長の答弁の中にありましたけれども、子供たちは多様な学びがある。そして、実際にはフリースクールも誰もが合うとか、どの子にも対応して合うとは限らないんですね、いろんなフリースクールありますから。そういった中では、今、たしか民間のフリースクール、市内では1か所しかないようですけれども、これでは多様性は確保できません。教育機会均等法にあるように、多様な学びの場を保護者の負担を軽くして提供することは自治体の責任ではないでしょうか。公設のフリースクールをつくることについて、市の見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 今現在、市長がお答えしたようなことで、民間のフリースクールができることを期待しているという状況であります。公設、市がつくるということよりも、民間が出てきてくれればなというのを考えている状況です。

1つ考えましたのは、全ての学校に放課後カッパ塾というのがあるんですね。これは学校で、教室でやっているんですが、これを夜に落として、学校でない場所でやったら、学校に行きにくい子も来るのかなということを検討したこともあるんですが、実は今やっている放課後カッ

バ塾も非常に多くの子供たちが来ていて、授業が終わってから塾に行けない子供たちがここで学んでいるという実態があるので、これをやめて、学校から外して別の場所へというのも難しいかなというようなことを考えながら、今後もう少し検討していきたいことかなと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 公設ということについてはあまり考えられていないようですが、もう一つは、先ほどの答弁の中で、保護者への支援についてはどう捉える、どう考えるのか、その点には答弁をまだいただけていないので、よろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 保護者への支援ですね。不登校の子供たちの保護者への支援となると、現在きぼうの広場がメインであります。ここにいる相談員が相談に応じておりますが、かなりの数の相談を受けているという状況です。そういう中で、訪問型家庭教育と先ほど申し上げましたように、こちらから家庭に訪問してあげようということを少し進めようかと思って、子供たちと年の近い大学生を家庭に派遣して、子供や親と一緒に相談に乗るといったようなことをやっているというのが現状です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 そういうことも大切だと思います。私が一番求めたいのは、経済的な支援についてです。先ほども言いましたように、経済的な負担が大きいために、そういう学びの場へ通えない。学びから切り離される、教育から切り離されている子供たちをどう救っていくのか。ここは非常に大事な点だと思いますので、再度、答弁をお願いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 経済的支援は、現在、牛久市では考えていない状況です。フリースクールの案内というようなどころだけであります。ただ、近隣市町村のフリースクールの値段を調べてみましたが、かなり高額になっているという状況は、先ほどの議員のお話のように調べましたので、このようなことをどう考えていくか、ほかの市町村の事例なども参考にしながら、多様化する子供たちの教育的ニーズへの検討を行っていきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ほかの市町村の様子を見ると。いろんな問題でよく出る言葉ですけども、ぜひ真剣な検討を行って前向きな施策を打ち出してほしいと思います。

続いて、校則の問題についての質問です。

昨年12月の議会で校則問題について質問しましたがけれども、その後、世田谷区立の中学校校長を10年務めた人がある本を出版しました。タイトルは、「校則をなくした中学校 たっ

たひとつの校長ルール」という本です。この著者のインタビュー記事を読みました。その元校長の言葉を挙げると、いろいろな理由で教室に入れない子供たちがいます。その子供たちは、校長室前の廊下に並べたテーブルで自習したり談笑したり、たまには校長室に悩み相談やおしゃべりをしに来る子もいます。また、僕は、先生方になぜ制服が必要なのかと聞いて回りましたが、腑に落ちる答えがありませんでした。だったら、服装を自由にしてしまえばいいと思いましたと言っています。そして、このインタビューの最後のほうで、教育における主人公は子供たちです。僕は、子供たちに自分で考える力を身につけてほしい。今の学校は、こうあるべきだという固定観念が強過ぎます。校則が優先順位の上に来ています。でも違いますよね。一番は命ですというふうにしてインタビューを締めくくっていますけれども、昨年12月以降、大分、各学校で校則見直しが進んでいるようですが、どのような見直しがされたのか、答弁をお願いします。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 昨年12月以降、市内13校全部で校則の見直しを行っています。神谷小学校では、保護者や児童の思い、ニーズに応えられるよう、校則の見直しを適宜行っています。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、手指消毒用のジェルを個別に持っていることや、寒冷蕁麻疹の子供のために貼らないタイプの懐炉を持ってくること、消毒による手荒れにより手が荒れて痛む子供のためにハンドクリームの使用について、担任に了解を得た上で許可するように改正を行っています。

下根中学校では、生徒心得において3点の改訂を行っています。1点目は、靴の色です。白を基調としていたものを、白、黒、灰、茶、紺の華美でない色を基調とした運動靴とすることにしました。2点目は、靴下の色です。白のワンポイント、ワンラインは可、ルーズソックスやくるぶしソックスは不可としていたものを、白、黒、灰、茶、紺の華美でない色の靴下とすること。メーカーのロゴやワンポイント、ラインについて色の指定はしないこと。式典時には、男女ともに無地の紺色の靴下としていくこととしました。3点目は、学習教材の携行量の削減についてです。現在は、5教科の教科書、ノートは持ち帰りが基本となっています。これを持ち帰りの指定はせずに、自己判断とすることとしました。

今回の改訂は、生徒会本部から各学級へ投げかけ、学級会での検討を行うとともに、先生やPTAからの意見も踏まえた上で改訂を行ったものです。ほかにも、ひたち野うしく中学校では、換気による様々な対策として、膝かけの使用を可としたり、生徒心得の中で男子・女子で欄を分ける見直しをしました。さらに、おくの義務教育学校では、学級活動の中で生徒心得について話し合う場を設けています。そこでは、中学生らしいという捉えが人によってまちまちではないとか、わざわざ明文化する決まりとしなくても自分たちでしっかり判断できるので

はないかなどの意見が出てきています。

今後、生徒へのアンケートを取り、上がってきた意見を生徒会で検討し、生徒総会で承認を得ていく流れで進めています。

以上のように、各校、児童生徒の実情に応じて、校則の見直しや改正を進めております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** 今回、フリースクール、不登校の問題、そして校則について質問いたしました。フリースクールについては、行政のほうもまだまだ十分認識していない部分があるのではないかとというふうに答弁を通じて感じております。今後も、不登校、教育から切り離される、放置される子供たちがいないような方向でぜひ検討してほしいと思います。そして、校則については、少しずつであります、着実に子供たちの意見を取り入れて改正、改訂されている。これを今後とも推し進めていっていただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。

**○杉森弘之 議長** 以上で、13番北島 登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時04分休憩

---

午後1時16分開議

**○杉森弘之 議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

**○21番 遠藤憲子 議員** 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、重度障害児童の居場所づくりについてでございます。

現在の放課後等デイサービスは、重度も含め、障害児童を対象として、放課後や土曜日、夏休みなどの長期の休みにも安心して過ごすことができる子供たちの居場所でもあります。しかし、18歳までという年齢制限によりまして、高校卒業後には利用することができなくなってしまいます。利用者の中には、専門的ケアが必要な医療的ケア児などの障害を持つ子供を社会的に支援することができなくなると、不安が広がっております。今の制度では利用できなくなった場合、保護者が仕事を辞め、家庭内で療育するしか選択肢がないと不安な声が寄せられました。保護者にとっても、特別支援学校に通学しながら、放課後の時間を他の子供たちと過ご

すことで、子供の発達に好ましい環境が整えられてきたと言えます。ある程度の年齢に達すればグループホーム施設への入所も可能でございますが、若い人の居場所がないのが現状であります。放課後等デイサービスの利用状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

現在、市内の放課後等デイサービスの事業所数は12か所、利用定員は120名となっております。市内、市外の事業所利用者数は、令和3年12月サービス提供分で、延べ、市内121名、市外59名の利用がございました。そのうち、重度心身障害児は7名の利用がありました。市内において重度心身障害児の受入れをしている事業所は2か所あり、6名の重度心身障害児の利用がございましたが、受入れ事業所数は不足している状況にあると考えております。重度心身障害児の受入れには医療的ケアを必要とする場合が多く、看護師等の確保が必要であることから人員確保が困難であることが受入れ事業所数が少ない要因の一つと考えております。

放課後等デイサービスは、学校教育法に規定する学校に就学している障害児が利用することができ、18歳に到達した方も学校を卒業する年度末まで利用することができます。しかし、卒業後は利用ができないため、重度心身障害児の卒業後の居場所づくりとしましては、生活介護が主なサービスとして挙げられます。現状では、牛久市知的障害者デイサービスわくわく、みのるの郷、ケアセンター輪という3つの施設がサービスを提供しております。今後の施設計画としては、4月に岡見町地内において重度障害者を受け入れる日中支援型のグループホーム、定員10名、短期入所定員1名の開設が予定をされております。市といたしましては、各事業者に対し、重度心身障害児、障害者に対するサービス提供の事業実施について、今後も引き続き働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、次長の答弁でも、卒業後の継続というのが、今の制度、学校教育法では難しいと考えるという御答弁でした。これは平成30年の9月議会で、このような放課後デイサービスを利用している子供さんのその後の在り方について質問をしております。そのときは、卒業後は医療型短期入所、また、通所による生活介護、日中一時支援などで対応していくとお答えいただいています。若年の重度の心身障害児者の支援は県内でも大変少なく、課題だと答弁をされました。今の御答弁の中で、岡見町に日中支援型のグループホームが新たに計画をされているということがございました。市では、このように新たなグループホームに対しまして、支援としてはどうということが考えられるのか。牛久市の第4次障害者プランでは、新たなグループホーム設置には市から決定された障害者の入居に際しまして、備品購入費との

補助とございます。具体的にはどういうものが該当するのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、18歳以上の福祉サービスとしては、先ほど御答弁にありました日中一時支援というのがありますが、現在まで分かっている利用状況、そのような把握、そして支援策があるのかどうか。さらには、障害者総合支援法から見ても、このように利用者が使いやすい内容となっているのか、また、それに応えていくにはどのようなことが考えられるのか、お尋ねをいたします。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 先ほど御答弁させていただきました岡見町地内に開設をされる予定の施設について、備品等のことでありますが、開設につきましては備品等の購入等の配置につきましては、まずは事業者が主体となって、そういった備品を置くということが基本でありますので、それを事業者のほうには伝えていくということになります。改めてまた申請の際には、付近の住民との合意形成、施設設置に対して合意形成をしていくこと、そういったことを事業主体の方には十分説明していくというふうに心がけていきたいと思っております。

また、次に、日中一時支援の利用状況の御質問でありますけれども、日中一時支援の利用状況は、令和4年1月分では、障害者が27名、障害児は29名の利用がございました。前年同月比では、障害者が21名、これは前年と6名増ということになりますが、障害児が34名、これは5名減の利用状況となっております。重度障害者の受入れをしている生活介護を提供している牛久市の知的障害者デイサービスわくわくの令和3年12月の利用分で19名、みのるの郷で同じく19名、ケアセンター輪で8名の利用がございました。

次に、障害者の当事者が利用しやすい内容となっているのかという御質問であります。この2年間で、放課後デイサービス、グループホーム、また就労支援事業所数が増加しております。利用者にとっては、事業所の特色によりまして選択が増えている面においては有効であると考えております。しかしながら、重度障害児、障害者が利用できる事業所は、市内はもとより近隣市町村でも不足していることから、サービスの充実が必要であると認識しております。引き続き、サービス提供事業者の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 重度の心身障害を持っている子供、医療的ケアというのは、平成29年から放課後等デイサービスでも受け入れるようになりました。それはなぜかということ、ここに看護師さん、それからそういう専門的ケアの方を配置することによって、子供たちの放課後等デイサービスを充実する、そういうものができたということだと思います。子供たちの障害ある子も、そしてない子も、こういうように集団で様々な体験をしながら育ち合うという

のが大変重要だと、いつも考えております。障害者の子供たち、そしてまた、今回は卒業後がどうなるのかというところを重点的に質問するものです。そして、主な牛久市のホームページから見ますと、障害者の福祉サービスとしては、短期の入所、ショートステイもあります。それとまた、いろいろと生活介護、そして療養介護、そういうものもございます。18歳を超えると、こういうような障害者ということでのサービスの利用ということになってまいります。その場合には、当然、例えば保護者が働いている場合にはこういうようなサービスを利用しながら、その生活、そしてまた維持に努めなければならなくなってしまうと思います。そういうときに、やっぱり家族だけではどうしても支え切れないというときには、御本人も含めて、家族も含めてのサービスを市としてもやっぱり考えていかなければならないと考えますが、その辺では18歳以上の障害者に対するサービスの利用の問題につきまして、家族も含めてのサービスをどういうふうに関後考えていくのか、市としての考えをお尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 今、議員から御指摘がございましたように、18歳を超えると、施設の利用が非常に限られてしまうという現状がございます。そういった部分も、もし家族等に相談があった場合には、いろいろな窓口でサービスのメニューが増えていきますので、そういった部分も細かく紹介、お伝えをしながら、必要とされるサービス、その人に合ったサービスが適切に受けられるように、また、生活面で十分な介護のサービスを受けられるように、ぜひ進めて、窓口で対応していきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 十分なサービスをということなんですが、実際に例えば家族に急用ができたような場合、牛久市では短期入所、ショートステイというのは、どのような場所が具体的にあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 短期入所は、市内に今のところ6か所、施設がございます。さくら園ですとか、先ほどお伝えしたケアセンター輪ですとか、老人保健施設のセントラルふれあいとか、合わせて市内に6か所ございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうというような情報提供というんですか、こういう重度の方を抱えているところも当然やっていると思いますが、その辺の実情とかは、市では十分に情報提供と同時に利用状況などを把握されていますか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 その状況については、把握するように努めておりますが、緊急の受入れ数等の状況についてはちょっと把握はされておられません。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 なぜこのようなことをお聞きしたかといいますと、障害者の置かれている状況がそれぞれやはりその障害の特性によっていろいろと違うものなんですね。ですから、一人一人のそういう、先ほど障害者が、当事者が利用しやすい内容になっているか、その観点から伺ったわけです。特に情報がこういう届きにくいという状況、障害を持っているということで。やはり市のほうできちっとそういうような情報提供、それはきちっと今後もやっていていただきたいと思います。

続きまして、障害者施設と在宅の障害者・障害児に対する助成施策についてでございます。昨年、令和3年3月に策定いたしました牛久市第4次障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画で、施設や障害者・障害児に対しての計画が示されております。予算の中でも、年々、扶助費、特に障害者に対する扶助費、年々利用者も増加をしております。サービスの提供事業所や牛久市社会福祉協議会などが主な事業の担い手になっているのではないかと思います。施設や在宅でのサービスの利用に際しても、利用の状況により支援が異なるのではないかと思います。現状と計画についてお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 障害者施設入所者や在宅で生活をされている障害者・障害児に対する助成についての現状ですが、まず、施設入所者には、利用者の所得に応じて食費、光熱費の実費負担を軽減するため、補足給付がございます。また、グループホーム入所者には、家賃の実費負担を軽減するため、月額1万円の補足給付がございます。令和4年1月の支給決定件数は、合わせて127件ございました。グループホーム利用者の増加により、補足給付件数も増加傾向でございます。

次に、在宅で生活をされている方の助成につきましては、令和4年1月現在、各種手当の受給者数は、重度障害児の保護者を対象とした特別児童扶養手当109名、在宅心身障害児福祉手当64名、本人対象とした特別障害者手当41名、災害時福祉手当が35名と、昨年度と比較してほぼ横ばいとなっております。さらに、日常生活の中で困難を改善して自立した生活の助けとなる用具を給付する事業におきましては、令和2年度に給付品目の見直しを実施し、医療的ケアが必要な方に対し、災害時の停電時に備えまして発動発電機を品目に追加したところ、1件の給付実績がございました。昨年度は、延べ1,517名に日常生活用具の給付を実施し

ております。このほか、身体、療育、精神、それぞれ障害者手帳交付のための申請診断書料の助成、自動車運転免許の取得、自動車改造費用、介護用自動車購入時の助成等がございます。

今後も、障害者本人及びその家族のニーズに対応した現状の助成を継続しつつ、日常生活用具給付事業の新たな対象品目につきまして調査研究を行いまして、必要な助成の拡大等に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 遠藤憲子議員。

**○21番 遠藤憲子 議員** 今、次長から、その計画に対して、いろいろと実情をお知らせいただきました。その実情はそういうことで確認をすることはできたんですが、今後、こういうふうに障害者が年々増えてきている。今までは利用しなかったけれども、今回はこういうことで利用してみよう、そういうような方なんかも増えているのではないかと思います。

特に、先ほど申しました医療的ケア児、この支援というのは、答弁の中でもありましたが、県でも近隣市町村でも重要な課題の一つではないかと言われております。特に、この岡見町にできるグループホームですか、それは大変期待をされている一つの施設ではないかと思えます。

牛久市では、今度のプランの中でも、日常生活用具の給付の事業で、令和2年度で在宅の医療的ケアが必要な人に対しまして、災害時の停電に備えて発電機の補助、これが実現いたしました。これは在宅の医療的ケアの必要な人に対してなんです、例えば施設に対して、このような災害時の支援についてはどうか、伺いたいと思います。

さらに、こういうようにいろいろと補助の問題につきましては、各団体の方、また個人からも多くの要望が寄せられていると考えますが、支援に対する在り方、対応についての考えをお尋ねします。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行保健福祉部次長。

**○飯野喜行 保健福祉部次長** 先ほどの御答弁の中でちょっと一部訂正がございます。すみません。先ほどの障害児福祉手当、私、災害時福祉手当と申し上げました。すみません、障害児福祉手当、訂正させてください。

お答えをします。

先ほどの災害時の発電機の施設に対する補助ということですが、医療的ケア児が入所する施設への災害時の支援につきましては、発電機等の機材は非常災害対策として施設が事前に準備をするものと考えておりますが、災害が長期化あるいは及び医療機関への受入れが必要になる支援等につきましては、県や市町村と協力してその支援体制の構築に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 発電機ということでは、いろいろと医療的ケアの方々が運動されて、酸素吸入等が必要になったときの発電機ということで、在宅では補助が実現をしたということなんですが、施設に対しましては施設のほうでそれについては準備をするものだ。しかし、その災害の時間が長ければ県と協力して対応するというので、ちょっと確認をしたいと思います。

特に、今、災害時のところでは、世界でもいろいろな大きな災害が起きている場合もあります。障害の特性に合わせまして支援とか、牛久市でも地域の防災計画の中で、障害を持っていらっしゃる方には福祉避難所の開設が位置づけられています。今は、コロナの感染症対策なども加わっております。今までのそういう計画の中だけではなく、いろいろと改正をしなければならない部分もあると思います。特に障害をお持ちの方、自力で避難が困難な子、障害者や高齢者などもおります。避難所に行くことだけが避難ではない。自宅での安全確保、それと避難の在り方なども含めて、取組の強化が求められているのではないかと考えます。間もなく3・11の東日本大震災、これから12年目を迎えます。常に災害が起きたらという最悪のことを考えながら牛久市でも考えていかなければならないということで、施設だけでなく、この災害に対しての障害者への支援、市の考えをもう一度お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 今回の障害者計画を構築する際にも、計画を策定する際にも、課題として浮き彫りになったその中に、議員御指摘のように、災害時の支援体制の整備、そういった部分もございます。課題としては、障害者の中に大きな一つとして、家族の支援、介護者の高齢化ですとか、その中に災害時の支援体制の整備が非常に重要だということも挙がっております。それも踏まえて、福祉部内でも福祉避難所の設営の際にはそういった速やかに体制の整備確立ができるように部内で福祉避難所の設営の訓練を行う、そういった部分も話し合いを行っております。万が一の際の速やかな、その支援体制ができるように、その訓練等にもできるだけ取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 確認のために伺いたいんですが、福祉避難所として今あるのは、たしか特養がと言われているんですが、その辺は何か所なのか、それから人員等についてはどうなのか、再度伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

現在協定を結んでおる施設が3か所ございます。博慈園とか元気館等の施設、3か所ございます。あと今後、新たに市内で施設が立ち上がっておりますので、そこと協定を結ぶように進めようと思っているのが4か所ございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、福祉避難所としては現在は3か所だけど、これから協定を結んで、箇所数を増やしていくということなんですけど、このときに、やっぱりそれなりの対応というのが大変重要だと思います。障害者だけではなく、高齢者も含めまして、今回、いろいろなことを、用具等のことも含めまして、この福祉避難所としての定員数というんですか、どのくらいの人数をきちっと受け入れられるのか、その辺がきちっとこの防災計画の中に位置づけられているのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 現在どのぐらい受け入れられるかという人数ですけれども、特別養護老人ホームの施設では、どのぐらい受け入れられるかというのも、その施設によってありますので、現在どのぐらい受け入れられるというのは、具体的に数字をつかんでおりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 分かりました。現在では、ちょっとその数と、それから箇所数だけは協定を結んで方向性が出ているけれども、どのくらいかというのは今後の課題と受け止めていいのかなと思います。分かりました。

今回、障害児をお持ちの方からいろいろな御意見をいただきました。働きながら子供を育てている。そういう中で、ずっと継続をしてそのサービスが受けられる、そういうものがこの牛久市でもやっぱりあってほしいということ。それは子供にとっても、それから働く保護者にとっても、お互いにそういう公的なことを通して、共に牛久の中で生きていきたいということでもございました。そういうところで、ぜひこれを今後充実させていっていただきたいと思います。

続きまして、大きな2番目の住宅リフォームの助成制度の創設についてでございます。

この問題も、かなり前にも取り上げたことがございます。今回は、空き家対策や定住促進策、これとも連携した住宅リフォーム助成制度の創設を求め、質問をするものでございます。

昨日の同僚議員の市長答弁では、空き家の流通と併せまして住宅の着工数も見えていく必要がある、このような御答弁がございました。確かに、地域によっては築40年以上経過した空き家が今増えている地区もございます。一方では、新築の件数も増えているのが見受けられます。今まで林だったところが造成をし、あっという間に住宅に様変わりしている。このようなこと

が私の地域でも見てとれます。市でも、このように新築の住宅がどうなっているのかを把握されていると思います。牛久市では、定住促進策ということで、県の事業をやりながら、若い方々に牛久に住んでいただける、そのような方策も取っていると理解をするものですが、それだけでなく、やっぱり、今、空き家が、以前の数字、ちょっと把握をしていないんですが、4,000を超える空き家がたしかあると理解をしました。そうしますと、空き家にならないよう、人が住むようなものをどうしていくかというところ、さらには、空き家になってしまったけれども、空き家にしないために中古住宅、それを購入した方の定住促進を図っていくことも大事ではないかなと思います。

住宅リフォーム助成、これは住宅をただただリフォームするだけでなく、いろいろと段差の解消とか、それから助成のやり方はいろいろとあります。我孫子市で今やっている住宅のリフォーム、それは自分の家だけでなく、空き家を購入してリフォームなどをして住み続ける場合に助成をします。様々なメニューが取りそろえてあります。

私どもが考えておりましたのが住宅リフォーム助成、持家の耐震診断を受けた場合に、耐震補強をして家屋の倒壊から命を守る。このこと、家の安全性を高めるためにリフォームをする。そして、そのときに、地元の業者に工事を依頼した場合に、工事金額に応じまして一定金額を助成する、このように考えております。

近隣では、この4月から石岡市で導入をされると聞いています。石岡市の場合には、予算額は700万円。1件につき10万円を限度としています。地元業者に依頼をして、工事を実施したときに助成をされるといいます。過去には龍ヶ崎市など、茨城県でも多くの自治体でこの住宅リフォーム助成制度が取り組まれました。実施期間が3年間とか限定的であっても、地元業者への仕事起こしということでは喜ばれておりました。コロナ禍で、地元業者の経営も厳しいのではと考える次第です。

こういうことで、補助制度をつくることによりまして、家をリフォームしたい、また、地元業者への仕事起こし、活性化につながると考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 現在、市内居住者を対象とした住宅リフォームに関する補助制度は、個人の資産価値の形成につながる、あるいは持家と借家の間で差が生じるなどの課題があることから、現在考えておりません。

一方、定住促進に向けた空き家対策として、先般、令和4年2月に策定いたしました「第2次牛久市空家等対策計画」において、空き家流通をより推進するための活用補助等の支援策の必要性は十分と認識していることから、重点施策として何らかの形で実施できるよう、改めて支援制度の検討を盛り込んでおります。支援策の検討に関しましては、住宅施策や空き家対策

と併せて、個人資産への公的資金の投入の是非や支援策についても、当市に合致した制度内容になるよう検討を進めてまいります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の市長の御答弁では、令和4年2月にこの空き家の問題につきまして、対策の多少なりともの変更の可能性があるのかなと思いました。しかし、以前の御答弁と同じように、個人の持家に税金の投入というのは今のところは考えていないということではないかと思います。

先ほどちょっと御紹介しました我孫子市なのですが、我孫子市のリフォーム助成というのは幅広いんですね。修繕については、屋根の修繕、外壁、それからクロスの張り替え、床の張り替えももちろんそうです。それと、若い方々が、子供さんのいる方々が例えば中古住宅を購入して入ったときには、システムキッチンやユニットバス、そういうものも全部対象になるということです。しかも、先ほど述べなかったんですが、ブロック塀、以前ありましたね、大阪のほうの小学校の子供がブロック塀の下敷きになって亡くなるという痛ましい事故があって、ブロック塀の除去、それからフェンスの設置、そういうものに対しても補助の対象とするというふうに幅広くなっています。

リフォームというと家を直すというだけではなく、私ども、介護保険ではないですけども、手すりをつける、それだけではなくて、やっぱり住んでいる方たちが安心して安全に暮らせる、そういうところで資産価値を上げると言われればそうかもしれません。でも、資産価値が上がれば、そこで住むこと、安全に暮らすことができる。そういうところからも、やはりこの住宅のリフォーム助成というのは有効ではないかと思います。

個人の持家に税金の投入というのは今は考えていないということなんですが、必要性があればということで、昨日、同じように税金の使い方ということではハートフルクーポン券、この発行について、令和2年、3年と、ハートフルクーポン券の発行で、個人事業主の負担を22%分、全額市の負担をしていたということでございます。また、令和4年度についても同様な対応が取られます。個人の事業者には税金で助成をする。しかし、個人がそういうふうに関家を直したい、安全性を高めるためにするためには、そういうのは資産価値を高めるということで使えないということでは、税金の使い方としてはどうなんでしょうか。大いに疑問とするところでございます。

今回、そういうことで、地元業者を使うということで、工事金額は当然、助成額以上の金額になります。地元業者というのも、牛久の市内業者を使うということでは市内業者への収入増になるのではないかと思います。そういうことで、税金の使い方ということでは、ぜひ、今はもう令和4年度の予算編成も終わっておりますので、そういうことについても将来的な判断と

してぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度、市長、お願いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 リフォームにつきましては、耐震する場合、何百万かかります。また、台所、キッチンだけでも、恐らく、水回りの工事、床工事をやりますと、キッチンだけでも50万60万、部屋だとやっぱり100万200万かかります。ですから、そのリフォームの度合いについて非常に金額が違う。ただ畳の部屋を床にするだけでも、それに30万かかってしまうということで、どのぐらいのリフォームを認めるのか、上限をどこまで決めていいのかというものもございます。ですから、単にリフォームしても本当に何百万から何十万と差がございますので、その間のいろんな設定、これはやっぱりいろいろ議論を重ねないといけないと思います。

昨日もちょっとお話ししましたけれども、空き家等、そういうものの考え方として、昨日もお話ししましたけれども、空き家と農業振興ということで町で取りあえず一つ考えてみないかということで、農業をやりたい、奥野地区、岡田地区でやりたいという場合は、住宅だったらその地域の住宅を購入、町が借りるという場合には手数料がかかります。不動産関係の方、それからいろんな方に手数料がかかります。まずどうだろうか、その手数料を市で何とか持つことはできないのかなということで、あと、どういうふうに改装するかというのは、まず1つはその手数料を考えてみてはどうかという話をしています。

ですから、今、私たちが考えるのは、この牛久に合った空き家対策の在り方、そして農業につなげる在り方なのかなんていう思いもしまして、ですからリフォームについても、私は職業柄そういうことをやっていたけれども、ただ、いろいろかかると、どこでどういうふうにしてやるということは本当に非常に難しい。ただ、やっぱり地元貢献する、工務店さんのいろんな地元を使う、また資材を使うということは、これは地元の経済にも資すると思います。ただ、先ほどのハートフルクーポンとは、やはり地元の経済をどうするかということで、個人的なあれとはちょっと僕は違うのかなという思いがいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、市長からもリフォームの問題につきまして、どの程度かということ、確かに水回りとか、それから畳を床にする、それぞれ金額が違うと思います。しかし、要するに、ほかの自治体と同じように上限金額を決めておく。例えば10万なら10万、10万までは補助します、それ以後については市の負担ではありませんということで、きちっとその辺の、いろいろとリフォーム条例について、様々ないろいろ自治体で取決めというのがござ

います。例えば税金の滞納のない方とか、それからその辺の収入がきちっと確保されている方とか、そういうようないろいろな条件を示しながら、こういう住宅のリフォーム、それは空き家対策というか、結局、空き家が今どんどんどんどんこういうふうが増えていっている中で、やはり考えていかなきゃならないというのは当然の問題だと思います。空き家にしないためには新しい方を呼び込む、この定住促進ということも含めまして、どうやってその家を長続きさせていくかということは大変重要だと思います。牛久の町並みのことも考えながらも、それは重要だと私は思います。

今、市長からも、奥野とか岡田地区、農村ですね、そういうところをうまく、例えば農家レストランとか、分かりませんよ、そういうようなことで少しでもそういう今までとは違った取組等も市のほうで今後考えていくのかなと感じるわけでございます。

そして、先ほどハートフルクーポン券のことを述べましたけれども、ハートフルクーポン券、以前私がこの住宅リフォームのことを質問したときに、地元業者にはハートフルクーポン券、これが有効なんだというような御答弁がずっとあったわけですよ。そこが地元業者活性化にはハートフルクーポン券が有効だという御答弁をずっと、私が質問したときにはこういうような答弁がございました。しかし、ハートフルクーポン券というのは、昨日の同僚議員の質問でもありましたように、買える方、買えない方、そういうことの、数時間で売り切れたために、買いたいと思っても買えなかった、そういうようなことなんかもございます。

ですから、税金の使い方として、こういうように牛久市の中で住宅のリフォーム助成という制度があれば、その審査ももちろんします。そういう中では、希望する方に公平に手続をすればいくんではないかなと考えるわけでございます。

地元業者、牛久市でもいろいろと今回のコロナのことで材料が入らないために大変経営が厳しくなっているという話も聞きます。ですから、その地元業者を育成していく、それから経営を安定させていくにも、こういうような補助制度というのが必要ではないかなと私は考えるわけでございます。

なかなか、市長から御答弁いただきましたので、それ以降、今後、この問題につきましてはぜひ検討をお願いしたいと思います。

今回、石岡のほうに聞きました。石岡のほうでは、長年、いろいろと地元業者からもありましたそうです。それから、商工会からのいろいろな要望も受けまして、今回初めて、700万円という予算ですが、1件につき10万、要するに70件ということでございました。やはりこれも希望する方が埋まってしまえばそこで終わってしまうわけなんです、そういうことを市の経営戦略として位置づけたということは一歩前進と私は見ております。ぜひ、いろんな形で、牛久市民からいろんな要望が出ていると思いますが、牛久市のまちづくり、それから空き

家をつくらない、そういうような一つになればということで取り上げました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、21番遠藤憲子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時13分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、21番遠藤憲子議員より発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

○21番 遠藤憲子 議員 私の質問の中で、空き家の数を4,300と言ってしまったんですが、空き家だけではなく、ほかの分も含めておりました数で、空き家だけでは約600ということで訂正をお願いします。

○杉森弘之 議長 次に、日程第1、一般質問を継続いたします。

22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って質問をします。

まず最初に、運転免許証返納の問題についてであります。

今年度から、運転免許証返納についての2万円分のかっぱ号乗車券配布は廃止になります。どのように検証し、廃止をしたのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 運転免許返納についてお答えいたします。

近年の警察などからの情報によりますと、交通事故の発生件数全体は減少傾向ですが、高齢者による交通事故は増加傾向であるとされております。牛久市では、高齢運転者による交通事故の抑止と自主返納の周知を目的に、平成27年8月から令和3年3月まで牛久市高齢者運転免許自主返納支援制度を実施いたしました。制度の内容は、市内に1年以上居住している65歳以上の運転免許保有者が運転免許を返納した場合に、2万円相当のかっぱ号回数券などの特典を提供し、自主返納を促進するものであります。制度の利用状況といたしましては、平成27年度8月から——この年度は8月から8か月間です——におきまして127件、平成28年度179件、平成29年度151件、平成30年度171件、令和元年度299件、令和2年度275件と、5年8か月の間に1,202件の利用がありました。

この間、令和元年4月の東京池袋で発生した死者2名、けが人9名を数えた高齢運転者の暴

走事故をはじめ、高齢運転者による交通事故がニュース、新聞等に大きく取り上げられるようになり、加齢による身体機能の低下による事故の危険性が社会的に広く認識されてきました。そして、運転免許の自主返納数も増加し、定着してまいりました。

これらの状況から、自主返納を促進するという当初の目的がほぼ達成されたことに加え、特典であるかっぱ号の回数券の利用率が低いこと、お住まいの地域のバス路線等の整備状況により不公平感があることなどから、支援制度につきましては令和2年3月をもちまして終了しております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。**

**○2番 利根川英雄 議員** ますます高齢化が進む中で、当初の目的を達成したというのは、その根拠はどういうことなのか。これを見ますと、最初から比べればもう200件を超えているわけですね。私もこの高齢者の中に入りますから、まだちょっと運転できるし、今年も免許の書換えをしようと思っていますが、ただ、免許証を返納したいという方、当然おられると思います。そこの辺のところの生の声、検証、どのようにしたのか。何をもちまして当初の目的を達成したと言えるのか、この点についてお尋ねいたします。そして、廃止に関わるそのほかの対応を考えているのかどうかということについて、お尋ねをいたします。

**○杉森弘之 議長 根本洋治市長。**

**○根本洋治 市長** この議論は、私、デマンド交通を導入するときもたしかお話したような気もいたします。まず、免許を持っている方は自分の裁量で取るわけでございまして、そして、実際、今、免許を持たない方もいます。様々な方で、車を持つ方は車で享受しながら生活しながら、そして、返す返さないは自分の判断でございまして。自己責任であると思います。そのときに、今は講習でも非常に長い時間、75歳以上になると講習をします。そういうことでやっておりますので、僕は持っていない人持っている人、そこで持っている人に2万をあげる。僕はちょっと納得できないなど。そしてまた、そのようなことで自己責任というのは、私は自分で担保すべきだと思っております。そういう観点から、牛久市ではデマンド交通、それからいろんなコミュニティバス、そしていろんな公共交通に力を入れようということでやっていたわけでございまして、ですから、またもう一つ大きな問題といたしまして、前にも言ったことがありますけれども、このかっぱバスのクーポン券を換金するところに処分したり、そういう人たちがいるというのは、何か私たちのやっている施策に対して非常に何というか、僕にしたら侮辱と取りますけれども、そのようなことをやっておられる方、ほんの少数な方ももしれませんけれども、こういう形態というのはちょっとおかしいんじゃないか。だったら違う意味ではもっと返納するような啓発の仕方とか、何も現金2万をやることじゃなくて、もっと

違う意味でもやることがあれば、これからやっていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 大体そのような答弁になるとは思っていたんですが、実は県南14市の中で、このような免許返納に対するサービスをしていないのは牛久市と石岡市だけ、2つだけです。あとほかのところでは何らかの形でやっております。1つ面白いのが、かすみがうら市、ここで交通のICカード、Suicaですね。これも当然、個人情報を入力してやるもので、これは2万円分、1人1回限りということで、かすみがうら市ではSuica、これをやっております。先ほど市長はデマンドタクシー云々ということを行いましたけれども、つくば市なんかはつくバスとかつくタクとか、いろいろなものに使えるようになっております。各市町村、いろいろな形でやっております。お隣の龍ヶ崎でも土浦でも、そしてまた稲敷市でも、そのような補助制度を行っております。稲敷市の場合は、免許証を持たない人、自動車を持たない人に対するものであって、これは免許返納ではないですね。タクシーの利用料金の一部を助成しているとか、その市町村によっていろいろなことを考えてやっているんですよ。

今回そういったものを考えないで廃止というのは、これは完全に福祉の後退です。この点についてどう思うのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 公共交通の在り方、それへの福祉の在り方、これはいろんな各自治体の考え方があってと思います。ですから、一々、あの市町村はやっているから牛久なぜという話は、僕はそういう話はあまり好まないところでございます。

ですから、私たちの福祉にしても公共交通にしても、独自の、やってやれないというものではなくて、牛久に今何が一番必要なのかなということを選択しながら、そして、この返納金2万円は私は必要ないというようなことで判断してなりました。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 さっきの質問の中で答弁をもらっていないのがあるんですが、平成27年から始めて約1,000件、達成したと答弁されたんですけども、どのように達成されたのか。これからもう高齢者は増えないのかと。免許を自主返納する人はいなくなるのかと。達成というのはそういうことにしか私は受け止められないんですけども、どのように達成されたのか、お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 達成という意味は、当初の目的を達成したということでございます。当初の目的というものは、免許の自主返納支援事業という事業に対する目的でございます。この事業の終了に当たりまして、令和2年12月から令和3年3月の間に、4か月間ではござい

ますが、この制度を利用した方にアンケート調査をいたしました。54名の方から回答をいただきまして、その内容が複数の選択肢がございまして、免許返納の動機というものをお聞きいたしました。そこで、選択肢1つ目が運転に自信がなくなったから、2つ目が家族から免許返納を勧められたから、3つ目がかっぱ回数券などをもらえるから、4つ目が車に乗らないから、5つ目がその他と、この選択肢でアンケートをしたわけでございますが、その結果、一番多かったのが運転に自信がなくなったから、これが35件で53.8%、2番目が家族から免許返納を勧められたから、これが20件で31.1%、かっぱ号の回数券をもらえるからと答えた方が6件、9%でございました。この上位2つが合わせて84.9%ということで、本人が自ら免許を返納したくてこの制度を利用したんですけれども、理由としてはそういう理由だったということでございました。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 では、これからは運転に自信が持てない方というのは出ないと判断するわけですね、そうしますと。これは目的を達成したとは言わないでしょう。今、答弁、市長も含めて、来年は1つ年取っていくんですよ。だんだんだんだん車の運転ができなくなるというのは、一年一年迫ってくるわけですよ。それで達成したなんてことは絶対に言えないですよ。今、市長が答弁しましたけれども、何だか不公平みたいな言い方で、牛久市には独自のものがあると。ほかの市町村がやっているからやれ、私はそんなこと言っていないですよ。何らかの形でいろいろ検討しながら、高齢者の事故を減らすために、一つの方策として運転免許の自主返納ということ、それに対して警察と地方自治体が協力をして、少しでも高齢者の事故を減らそうという目的でやられてきているものだと。今の話を聞きますと、牛久は違うんですよ。目的を達成したということ。そのように判断してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 自主的に返納するということが五十数%という話でございまして、それはこういう自主返納を促す啓発の一つでは、そういう意味では達成したのかなと私は思っております。僕は根幹的な考え方によっては、自動車を運転する人もしない人も、それは個人の自由でございまして。その自由な人のために、なぜそのような補助金をあげて、もう返しなさいと、あんた運転が危ないからというような冠をつくるのかなと。これは私は、まさしく、何というんでしょう、個々のそういう意思というところちょっとおかしいかもしれませんが、ただ、私は個々の意思を尊重したいというだけでございまして、だったらば、65歳以上になったらみんな2万ずつあげますかと、いろんな話になっちゃいますよ。ですから、そういう話じゃなくて、要は事故が起こらない世界なんですよ。だから、そこでもっと私たちはそういう環境を

つくりましょうということでやって、それがある程度は達成されたのかなという回答だと思っております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 市長は、何でもかんでももう達成したと。環境が整ったと。去年とおととしと現在と、環境なんか一つも変わっていないですよ。何をもちってそういうことを言っているのか、理解できない。当然、もうこれは福祉の後退。また、今後の高齢者が増え、そして免許返納者が増えてくる中で、牛久だけが、お金の問題じゃないですが、何するかということですよ。だから先ほど一番最初に質問したのは、廃止に関わるそのほかの検討、対応されたのかどうかと。これ、していないですよ、今の市長の話だと。これもう市長の話は、簡単に言えば不公平ということだけですよ。地方自治体の仕事というのは私もこれまで何回も取り上げておりますけれども、1人は万人のために、万人は1人のためというのが地方自治体の基本的理念です。ですから、例えば先ほど体の不自由な方の問題とか、介護の必要な方の問題がありました。若い人から言わせれば、市長の言い方をすればそれは不公平になってしまうわけです。介護保険はもう40代から取られているわけですから。ですから、その不公平だのどうのこうの、環境が整ったらと、一つも環境が整っていない中、よくそういうことが言えるなど私は思います。これは何度お話ししても結論が出ないので、私としては福祉の後退だと言って、次の質問に移ります。

次は、かっぱ号の有効運用、そしてまた乗車率を増やすという一つの方策として、荒磯部屋だったのが二所ノ関部屋になりましたけれども、これとの友好との関係で、かっぱ号の乗車位置、これをつくる必要があるのではないかと思います、その点についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 二所ノ関部屋は、公式ホームページによりますと、阿見町荒川本郷地区に令和4年5月に完成するとのことでございます。この場所は牛久市ひたち野東二丁目に接しており、JR、鉄道で部屋を訪れる場合には、最寄り駅はひたち野うしく駅となると推察されます。

かっぱ号ひたち野うしくルートでは、最寄りの停留所はひたち野東2丁目となります。かっぱ号の停留場を部屋の近くに設置してはどうかということですが、部屋が阿見町地内にあることもございまして、現時点では市のコミュニティバスの目的地として停留所を設置するような考えはございません。

また、実際に、仮に停留所の設置を検討する場合であっても、その部屋の周辺の道路形状から考えますと、部屋が厳密にちょっとこの道路に接しているのかどうか分からないんですけども、都市計画道路の貝塚・中根線の中央分離帯のある4車線道路、こちらからは右折で入れ

る場所というのが限られておりまして、部屋がその道路に接していた場合であっても、阿見町方面、荒川沖のほうから来て左折でのアプローチとなるのではないかと思いますので、ひたち野うしく駅からの効率的なルート設定が難しい場所ではないかと考えております。

しかし、昨年議会で、牛久市と当時荒磯部屋ですね、荒磯部屋の末永い友好関係に関する決議、こちらを尊重しまして、今後、阿見町等からのアプローチ等もありましたらば対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 利根川英雄議員。

**○22番 利根川英雄 議員** 阿見町のホームページを見たことがあると思うんですが、トップページにもう二所ノ関部屋へというものがあるんですね。もう阿見町のトップページから二所ノ関部屋のホームページを見ることができるわけですよ。ところが、牛久の場合は何もないですよ。元横綱稀勢の里は牛久市出身、当然ですね。私たち、稀勢の里が相撲を取る場合に、テレビをつけて、茨城県牛久市出身稀勢の里という言葉にある程度興奮しながら見たのを思い出します。さらに、横綱同士の白鵬を破ったときなどは、もう歓喜を上げるような状況だったと私は考えております。全国的に稀勢の里とは牛久市と認識をされているわけですね。引退して荒磯親方に、現在は二所ノ関親方になっておりますが、そしてまた、部屋は阿見町にあります。しかし、このように、横綱のパレードから始まって、牛久市に非常に関係が深い。相撲を取っているときは、阿見町は全く関係ないですよ。市民は、なぜ阿見町に部屋を建ててしまったのかと、非常に不思議に思っております。しかし、もうできてしまったものをどうしようもないですから、友好問題はこれからもうずっと重要だと思います。

二所ノ関部屋へのかっぱ号のバス停設置についての考え方、これはぜひ、例えば歩道を少し狭めて、そこにバス停をつくる。ちょっとこれは都市計画上難しいというのは分かりますけれども、何らかの方法を考えて、バス停を少しでも近いところにつくろうと。これだけ牛久市は努力して、二所ノ関部屋に対して友好関係を市として示していると。今の状況で示しているのは、議会での決議だけじゃないですか。そういう努力をすべきだと思うんですが、その点について、多少時間はかかるし、いろんな交渉があると思いますけれども、これを考えられるかどうか。これはバス停の移動については国交省の許可が必要ではないかと思うんですが、その点について、バス停の位置を再度これから考えていく必要があると思うんですが、その点についてお尋ねします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 部屋のできた経緯につきましては、いろいろ諸事情がございまして、私たちの関するところではないと私は思っております、隣接するところがあると先ほど言ってい

ましたバス停につきましては、ちょっとここはバスルートにも入らない、まして4車線ということで、バスを待っている間に、恐らく歩けば着いてしまうような距離でございまして、そういうのも私は賢明なのかなという思いをしました。

私もいつも阿見町長とお会いして、いつもお話ししていることは、稀勢の里がこういう部屋をつくって、荒磯親方ですか、いつも何かあったら何かやろうねという話は年中しておりますので、もし単独じゃなくていろんな相談があれば、牛久はこうしたいね、ああ、そうだねということで、とにかくこの郷土で育った親方を私たちはみんな力を合わせて応援するというのは私も以前と全然変わってございません。ただ、皆さんが変なふうな、中傷的なことが漏れてしまうと、僕も泣いてしまうところでございますので、私たちはそんなことはありませんと、常に町長とは、これからの親方、頑張ろうというのはいつも言っていることなので、よろしくお願いたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 ただいま御質問にありました停留所の移動ないしはルートの変更というのは、議員からもあったように国土交通省の運輸局との協議も必要ですし、バス停に関しましても道路管理者、あそこは県道にも認定されていると思うので、そちらの県の土木事務所との協議も必要ですし、また、それ以外にも警察署とも協議が必要ですので、当然、二所ノ関部屋自体が阿見町側にあるので、仮にもしそちらにという検討ということになると阿見町との協議も必要になってきますので、仮にそういう話が市長と町長との間で進んだ場合であっても、協議には若干時間は要するというのは間違いない話でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 道路の変更の問題については、私は以前、408の縁石を撤去することについて、これを竜ヶ崎土木のほうと交渉した結果、ある程度認められるということですね、どうしてそこを広げなきゃならないかと。結構狭くて事故があったりなんかしたもので、これは正式に認めたのか知らん顔したのかというのはちょっとよく分からないんですが、ただ、広げた、縁石を外したことはあります。ですから、ぜひ、これはもう、いろいろなことを考えられると思うので、やってもらいたいと思うんです。

それと、今、市長が二所ノ関部屋親方とのいろんな問題で友好的だということ。ならば、牛久市のホームページに二所ノ関部屋のこと、そしてまた二所ノ関部屋に行くルート、これはひたち野うしくだけじゃなくて牛久市民も行くわけですから、牛久駅から電車に乗っていくじゃなくて、牛久駅からどういう方向で行けば二所ノ関部屋に行くことができるのかといったことも、当然これはホームページに載せるべきではないかと思うんですが、こうすることによっ

て、牛久の市民の方がかっぱ号に乗っていくということは、少しは乗車率を上げることもつながると思うんですね。この程度はやらないと、牛久市民は納得しないですよ。どうやって行けばいいか。二所ノ関部屋というのをインターネットで調べますと、二所ノ関部屋はどこにあるのなんていうのが出てくるわけですよ。ですから、ぜひ、阿見町なんていうのは、一般の方は分からないですからね。牛久市、うん。いや、二所ノ関部屋は牛久市で見えるわけですから。ですから、そういうことも含めて、そう笑うということはやる気がないということだね。じゃあ、そういうことについて、本当に笑いでごまかすのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 このことに関しては、1つ、今やっていることもあります。それがちょっと今はまだ発表できないということでありまして、あと1か月ぐらいしたら、ちょっとまたいろんな話になってお話しできるかなと思っております。

確かに、親方は牛久だというイメージがございます。ただ、今、阿見町でございます。今、一生懸命、このホームページを使ってやっています。そこで、もうちょっと時間を置いたほうが私はお互いの土壌がうまく合うのかなという感じで、お互い競い合うんじゃないと、お互い支え合いながら、親方とするのが一番私たちの得策の応援の仕方なのかなと、私はそのように思っています。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 ただいま議員からありました、市のホームページに稀勢の里の部屋の案内図等の設置というか、それをつくるとか、本来であればそれだけではなくて、ひたち野うしく駅にもそういう案内があってもおかしくないわけですので、そのようなことに関しましては今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 それを前向きに検討するのか、後ろ向きに検討するのか、確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 予算も含めまして、前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ホームページに載せたり看板をつくったり、それにそんなにお金はいらないでしょう。いいです。前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

それと次には、かっぱ号に対する、コミュニティバスに対する国、県の補助金の問題について

て、特別地方交付税の交付金の情報、これは一時3年分ぐらい県から来たんですが、その後はどうなっているのか、お尋ねをいたします。そしてまた、地方の民間の公共交通にも国、県から補助金が出ていると思うんですが、この辺のところについては市として把握をしているのかどうか、この2点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 特別交付税の所要経費の報告時には、市コミュニティバス運行経費、稲敷エリア広域バス運行経費、市乗合タクシー運行経費、交通空白地有償運送補助金、路線バスの運行補助である茨城県バス運行対策費負担金等々を計上しております。令和3年度においては、地方バス路線運行維持対策に要した経費として1億800万円を報告いたしました。これに対する特別交付金の理論上の交付額は約4,800万円となります。特別交付税の交付額の詳細の内容につきましては公表されておきませんが、このため、実際の公共交通分野の相当額については把握しておりません。

加えまして、国交省からのコミュニティバスの運行経費等の補助について、交付される地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金については、算出基礎が地域人口に基づいており、その自治体が公共交通に支出した費用の大小とは関係なく、決定されます。

以上のことから、現時点での公共交通予算の大幅な拡大は難しい状況であると思います。

このような状況であります。市民要望のあった窓用日よけフィルム等の施工や、昨年度に行いましたかっぱ号6号車導入及び全車ICカード対応等、順次改善を進めてまいります。かっぱ号以外にも、新たな公共交通手段として、令和2年10月からうしタクの運行を始めまして、今後も必要性等を考慮しながら公共交通の利便性向上に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今、市長から4,800万円というのが出たんですけども、私が当時、3年間のものをもらったものには、当初はデマンド交通は入っていないんですね。その当時で4,000万ぐらいあったと思うんですが、デマンド交通が始まって、そしてその当時からすると、かっぱ号が1台増えているわけですね。そうしますと、4,800万というのは、特別地方交付税、特交で来ているんじゃないかと思うんですが、この4,800万円というのは、これは何年度、今年度か、それとも前年度なのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 今の特交の理論上の額であります4,800万というのは、令和3年度の金額でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 これは毎年県からこういった提示がされるのかどうか、私どものほうで総務省と交渉したときには、ちゃんと県のほうに出している。そして、それはもう全部県の責任だということだったもので、県と交渉して出たという経緯があるんですが、その後、この国からの特別地方交付金ですか、これは確実に毎年幾らかというところが来ているのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 ただいま申し上げた4,800万というのは理論上の額ですので、特交の金額に対して来る中にそれが満額入っているということではないということですから、以前、議員に御答弁申し上げたとおり、今でも県からは、内容、内訳的には示されていない。あくまで、先ほどのほうが申請するときの理論上の数字でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 この問題については、ちょっと国と県といろいろやっつけていかなければならない問題だと思います。私どもとしては、地域のコミュニティバスに対する国からの直接の補助金という形でないと、やはり担当としても財政交渉の中でいろいろ増やせ減らせなんていう話、それとこれから、聞いた話によりますと、かつば号3台が買換えの時期にもうそろそろ入ることからするとなかなか難しい問題だとは思いますが、要するに4,800万円というのは一般会計から出ているということで解釈してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 一般会計のほうから出ているということになります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 これは担当課から県のほうに出せといってもなかなか出さないようなので、また私どものほうで再度担当課に提示するように話合いをしていきたいと思えます。

それとあと、地方の公共交通、民間の公共交通にも国から補助金が出ていると思うんですけども、この点は把握しているかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 市町村にまたがる路線バス等については、国から、あるいは県からの補助が出ていまして、それに対して牛久市でも協調補助を出している。それは毎年出しているものであって、例えば牛久市からつくば市内のほうに行っているものの路線等に対して協調補助を出していまして、それは牛久市も出しているけれども、国からも出ているということ

では把握しておりますけれども、それ以外のタクシーとか、そういったものに対しての直接の補助というのはちょっと把握しておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 関東鉄道に対して、国からの補助金が出ているということで理解していいですか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 今、牛久市内を走っている民間路線バスは関東鉄道株式会社のバスしかございませんので、そのようなことになります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 何でこういうことを言うかということ、民間バスと地域のコミュニティバスのパッシングで、民間バスとの協議がうまくいかないなんていうようなことがあるもので、お互いの補助金をもらっているところ同士で本音でやるべきだと、交渉するべきだと思うんですが、その点は今後の課題として考えていただきたいと思います。

続きまして、「ALPS処理水について知ってほしい3つのこと」というこのチラシを各学校に配布されました。教育委員会は、この配布されたということを事前に承知していたのか、把握していたのか、そして、教育委員会の対応についてはどうだったのか、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 文部科学省から教育委員会に届いた事務連絡文書では、「放射線副読本の改訂について」という表題で、令和3年度の義務教育学校7学年を含めた小中学校の第1学年の児童生徒に対して、放射線副読本の冊子を12月中旬から順次配布する予定であると記載されていました。実際に各学校に年末には届いており、事務連絡文書にはチラシについての記載は何もありませんでしたので、学校に対して、チラシの取扱いについての指示は行っていない状況です。そのため、副読本とチラシについては、各学校では既に配布したり、学習の機会を待って配布しようと保管したりしている状況です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今回の副読本に併せて、復興庁ですか、それとエネルギー庁のほうのチラシです、これはね。文科省とは関係ないものです。これが文科省のほうから来たのか、それとも資源エネルギー庁から来たのか、復興庁から来たのか。このようなチラシをこれまで国から直接学校に配布されたということはあるのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○**染谷郁夫 教育長** 通常、文科省等から各学校に資料が配布される場合は、資料を配布するという文書が県教育委員会等を経て市町村教育委員会に事前に届くと認識しておりまして、直接、市教委を通さないで学校へ行くというのはほとんど記憶にない状況です。

○**杉森弘之 議長** 利根川英雄議員。

○**2番 利根川英雄 議員** 今の教育長の答弁ですと、まだ配布されていないところがあるようですが、茨城県、福島県、宮城県などの各漁業組合等は反対表明をしています。賛否両論がありますけれども、こういうものに対して、やはり教育現場での対応というのは、何がいいのか悪いのか、そしてその中身がどうなのかということもある程度検証しなければならないと思うんです。特に、文科省から連絡のないチラシを各学校にまいて児童生徒に配るということ自体は、これは非常に異例なことだと思うので、今チラシを配布していないところもあるということだったので、これはぜひ回収をしてほしいと。例えば岩手県などは、約半分の学校で回収されていますね。そんなことも含めて、配布していなければ回収をしてほしいと思うんですが、それについてはどうなのか、お尋ねします。

○**杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

○**染谷郁夫 教育長** 新聞報道等について、ALPS処理水を海に放出するという計画を調査するため、IAEA国際原子力機関が2月に来日しています。また、調査結果については4月までに公表し、その後、計画全体の検証報告をまとめる方針であるということです。この報告内容によっては、ALPS処理水の海洋放出の計画変更の可能性もあり得るのではないかと考えます。また、各種報道を見ますと、健康被害等に関しては専門家の中でも見解は分かれているようです。

このような状況を勘案しますと、復興庁は風評被害を最大限抑えるための情報発信の一環としてチラシを配布したと言っておりますが、子供たちに対して早急にチラシを配布する必要はなかったのではないかと考えます。

そこで、改めて経済産業省と復興庁に、このチラシを配布した理由とIAEAの検証報告が出るまでチラシの配布を待てないのかを確認しました。担当者からは、国際的に統一された考え方に基づいた国内規制基準を厳格に遵守する必要があると、日本としては規制基準を満たさない海洋放出は認めない考えであるとのことでした。また、規制基準を満たした海洋放出は、国際的な慣行に基づいてIAEAも認めているところであり、今その基準をクリアしているかどうかではなく、放出の際にはクリアして安全に処分していくとのことでした。さらに、早めに情報を周知していただきたいが、IAEAの見解が出た後の配布を否定するものではないとのことでした。

そこで、教育委員会としましては、チラシの配布はIAEAの見解が出た後といたします。

また、既にチラシを配布している学校については、チラシがネット上に掲載されてもおりますので、あえて回収はいたしません、あわせて副読本とチラシの内容について学習するのはIAEAの見解が出た後といたします。

なお、学校で学習する場合には、原発事故からいまだ完全に復興していない状況を考慮し、原発事故の悲惨さや、その被害の大きさについても併せて扱うよう、各学校に指導していきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 このALPS処理水については、東京電力が一般公開していない資料とか、例えば多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会というのがあるんですが、ここでこのALPS処理水はいいという話になったようなんですが、ところがここに重要な資料が提出されていなかったという問題があります。例えばルテニウムから変化した放射性物質、ヨウ素129は、告示濃度限度1リットル当たり9ベクレル、これがALPS処理で行ったもの、これで出たのが最大121ベクレル/リットルですね。増設したALPSで最大62ベクレル/リットル。ヨウ素129の半減期が約160万年という、ほぼ半永久的な放射性物質で、ヨウ素131と同じく、人体に取り込んでしまうと徐々に甲状腺に蓄積されていき、後に甲状腺がんを引き起こす可能性が高くなるという大変危険性の高いヨウ素129です。これがALPS処理水の中にもまだ除去されていないでいたという。それとまた、そのほか、人体に入ると骨に蓄積し、内部被曝によって骨髄腫や造血機能障害など、難病を高い確率で発症させかねない物質、ストロンチウム90、告示濃度限度は1リットル当たり30ベクレル。処理水の中では最大で141ベクレル/リットル。そしてルテニウム、これは化学変化を起こしてヨウ素129になっていくわけですが、このルテニウム106の告示濃度限度92.5ベクレル/リットル。これが最大で1,100ベクレル/リットル。これは、東電がALPS処理水で調べた数字であります。これはちょっと年代的に少し、2年、3年前のものでありますけれども、このような形で、こういう資料を検討する委員会に出されていないんですよ。非常に、この配られるチラシ自体がもう本当に全く安全だと考えてしまうわけですね。子供たちなんか、特にそうです。

ですから、全国的に、特にALPS処理水海洋放出に反対する署名運動も現在行われているようであります。約17万筆も集まっているようであります。できる限り、このチラシの回収をすべきだと考えるんですが、ただ、そのIAEAの検討結果というものがどこまでか。そして、またこのトリチウムというのは、世界でも云々と言っておりますけれども、原発事故で出たトリチウムとは違うんですよ。ですから、そこら辺のところをちゃんとよく考えて、そしてまた、教育委員会として情報収集をして、この辺のことは慎重に考えてほしいと。これ、国

が持ってくるものだから何でも正しいということではないと思いますので、そこら辺のところをぜひやっていただけるかどうか、最後にお尋ねをして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 利根川議員に申し上げます。ただいまは質問ということでよろしいんですか。

○22番 利根川英雄 議員 はい。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 私もこのパンフレットを見ますと、トリチウムは身の回りにたくさんあります、トリチウムは健康の影響はありません、世界でも海に流していますというふうに、安全だということを強く書かれています、今朝もNHKのニュースでやっていたように、この処理水については、福島県の方々も何か話すことが今タブーになっているような状況だということを聞きました。東電も2年前には合意形成しないと流さないと言っていたものが、去年政府の決定で流すとなって、来年から何十年にもわたって流すというようなことを考えていくと、もっとその反対の意見とか、トリチウムそのものの影響とか、そういったものをもっと議論してもいいのかなということもありますので、一応今のところストップした状態で進めていければと考えています。

○杉森弘之 議長 以上で、22番利根川英雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時06分休憩

---

午後3時17分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 公明党の藤田尚美です。本日最後の登壇となります。よろしくお願いいたします。通告順に従って、質問を行います。

まず初めに、幼児教育は子供の基本的な生活習慣や態度を育て、道徳の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っております。幼稚園のみならず、保育園、認定こども園で担われていることを踏まえ、これらの全ての施設における全体としての教育の質を確保することが求められております。

そこで、子供たちを取り巻く環境を踏まえた今後の幼児教育の方向性について、順次質問を

させていただきます。

まず、幼児教育センター的事業の現状と成果について伺います。

**○杉森弘之 議長** 吉田茂男教育部長。

**○吉田茂男 教育部長** 教育委員会指導課では、令和3年度、茨城大学教職大学院と連携した幼児教育センター事業の取組として、研修や巡回相談等を行いました。対象は、牛久市内の公立、私立を問わず、23の全ての保育園や幼稚園を対象としています。研修では、牛久市立の幼稚園を会場にして、大学院に内地留学している専門の先生方が実際に保育のモデルを見せてくれます。それを見た保育園や幼稚園や小学校の先生方へ大学院の教授が解説をします。こうしたことを通して、保育の質を上げていきます。

また、講師を招いての講演会は、行動上の困難がある子供への対応や、そうした子供が保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へのスムーズな移行のためにはどうしたらよいかといった講演会を行いました。合計で4回実施しましたが、保育者と小学校教員が共に学び、茨城大学教職大学院の先生から御指導いただくことで、市内の幼児教育や保幼小連携についての専門性や質を高めることができました。

参加した保育者や教員からは、子供の頑張っているところやよいところに目を向けながら丁寧に関わりたいという意見や、子供への具体的な関わり方を理解できたので園でも実践していきたいという声が寄せられています。保育園や小学校教員が研修で学んだことを園や小学校に持ち帰って伝達し、全体で取り組んでいこうという意識も育ってきており、市の幼児教育の質の向上を図るためにも、こうした研修が重要であることを改めて認識しました。

また、巡回相談では、大学の先生や専門家の先生を市内全ての保育園、幼稚園、認定こども園に派遣しています。専門の先生方に、保育園や幼稚園の先生から依頼のあった子供たちの行動の様子を観察していただき、その結果を保育者や保護者に丁寧に返していただいています。また、保護者や保育者の相談にも個別に応じています。こうしたことを通じて、保育者の指導力の向上や保護者の保育の安定につながっています。

以前は、小学校に就学間近の5歳児についての相談が多かったのですが、最近は低年齢化しておりまして、ゼロ歳から4歳児についても様々な相談を受けています。今年度は、公立、私立を問わず、全ての幼児教育施設に対して年間3回から5回訪問しましたが、保育者からは、より多くの訪問を要望する声が上がっています。さらに子供が就学する際の段差を少なくしていくために、幼児教育施設と小学校とをつなぎ、市内全ての幼児教育施設と小学校の間での引継ぎの機会を設けています。

このように、牛久市全体の幼児教育の質を高め、子供たちが安心して幼児教育施設や小学校で過ごせる環境を整えられるように、指導課では市内全ての保育者や小学校教員を支援するた

めの取組を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 私自身も、このセンター的事業の研修に参加をさせていただいておりますが、参加していた先生方と懇談する中で、保育観が変わったと。また、子供に対しての接し方が非常に具体的に研修を受けられるので、実践にとってもいいというお声をいただいておりますので、来年度も充実した実りある事業をお願いいたします。

次に、現在、幼児教育指導員は2名いらっしゃいますが、指導員の役割を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 幼児教育指導員は、現在、教員としての経験のある方2名を任用しています。主な業務内容でございますけれども、保育士等に対し、保育その他、幼児教育について指導助言をすること、また、保育施設や小学校等の関係機関相互の連絡の強化に関することとなっております。

具体的な活動といたしましては、保育施設を訪問しての指導助言で、市内20か所の認可保育施設を毎月1回以上の頻度で訪問しながら、年間の訪問回数は約300回となっております。訪問では絵本の読み聞かせや園での生活に参加して、直接、保育士や園児と交流を行うなど、園の生活に関わる中で、園の雰囲気や園児の様子の把握に努めています。園とのつながりを築くことで、気になる子供や、保育士の園児の関わり方など、保育士の相談を受け、実情に合った具体的なアドバイスをすることができています。

また、4歳・5歳児の担当をしている市内施設の保育士を対象とした小学校入学に向けての研修を行っており、その研修会においては、長年の教育現場の経験を生かし、保育施設から小学校への連携について、入学に際してはよりよい接続の在り方についてのアドバイスを行っています。

このように、幼児教育指導員は、市内の保育施設の状況を広く把握し、経験を踏まえた助言等は、園児のみならず、保育士にとっても保育園生活の質の向上には欠かせないものとなっております。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 幼児教育指導員は保育課が担当ということで、保育施設20か所を巡回してくださっていることですが、2名というペアで先生方はいつも来ていただいて、読み聞かせ等、子供たちはとても親しみが湧いて先生に寄り添って遊んでもらっているんですけども、2名で20か所というのは非常に先生のフォローを伺ったりする中では少ない人数だと

思うんですけれども、今後、増員する考えはあるのか、伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現在2名でやっておりまして、回数も非常に多く、2名の先生方にもかなり御負担をかけているというような状況があることについては承知しております。今後の保育園の状況あるいは園児の数、そういったものを今後見ていきまして、増員については検討していきたいとは考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 増員して検討していただけるということで、その際にはやはり幼稚園、保育課と教育委員会が一体となって増員についても検討をしていただきたいと思います。

次に、教育委員会と保育課の一体化について、以前提案いたしました、その後の進捗状況を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 令和3年第2回牛久市議会定例会におきまして、藤田議員より、支援が必要な子供の見取りや教育、保護者への支援、小学校への接続を踏まえて、保育課と教育委員会と一体化すべきではとの御提案をいただきました。その後、教育委員会では保健福祉部との協議を行いつつ、令和4年度の当初予算編成過程でも検討を重ねてきましたが、一体化については現在検討の途中でございます。

国では、省庁の縦割りを解消して一元化し、子供政策の司令塔としての役割を果たすことも家庭庁を設置するための法案を2月25日に閣議決定したと、さらに、令和5年4月1日に発足するというようなことが公表されております。このような動向も踏まえながら、引き続き一体化に向けての検討をしてみたいと考えております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、幼児教育センター設置の考えであります。

先ほどの教育委員会と保育課の一体化は検討中とのことでしたが、文科省に幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業があります。複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私、施設類型問わず、保育課の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要とされ、この事業を取り入れながら、牛久市全体における幼児教育の質向上を図るための仕組みづくりとして、センター設置の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 文部科学省は、令和4年度から幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業に2億7,000万円の予算をつけて実施しています。教育委員会では、この事業を活用し、令和4年度から本市にも幼児教育センターを設置することを検討しておりましたが、幼児教育センターが期待される成果をもたらすためには、教育委員会と保育課の業務の整理等を含めた視点での検討が必要だと捉えています。そこで、先ほど御答弁させていただきました教育委員会と保育課の一体化と併せて、幼児教育センターの設置につきましても今後検討させていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 教育委員会と保育課の一体化、今検討中ということですが、今、課題となっているものということはありませんか。何かありますでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほど教育委員会での指導課の現在の取組状況、あるいは保育課での取組状況等を御説明させていただいたと思います。こちらが今後どのように連携してやっていくことが一番効率的でよい成果を上げられるのかということを含めて今検討しております。まさに国のほうのこども家庭庁の議論を同じような形で地方に落とした場合にどのような形が一番いいのかということで検討しておりますので、引き続き検討させていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 どう連携していくのかが一番の課題だということで、そこはしっかりと議論していただいて、牛久の子供たちのために、よりいい方向へと向かっていただきたいと思います。

次に、公立幼稚園の存在は大きいと考えます。しかし、園児数の減少に伴い、公立幼稚園の再編、今後の公立幼稚園の役割を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 令和3年第3回牛久市議会定例会の一般質問の中でもお答えしましたとおり、現在、公立幼稚園の園児数減少に伴い、今後の公立幼稚園の量の見込みを鑑み、確かに運営面で縮小が必要でありながらも、一方で公立幼稚園の役割を果たさなければならないという考え方から、公立幼稚園の在り方について、令和3年4月より検討を進めております。

その中で、公立幼稚園の今後の役割について、教育委員会では次のように整理してございます。

1つは、牛久市の幼児教育のモデルとしての役割です。公立、私立を問わず、幼児教育施設の保育者の継続的な育成や保護者の悩み相談に対応するための中心的な機関としての役割を担

うべきであると考えております。これは、幼児教育センター機能の中心的な部分でもあります。

2つ目の役割として、公立幼稚園は、支援を必要とする子供の幼児教育を受ける最終的な受皿としての役割も果たしていくべきものと考えております。現在、公立幼稚園でお預かりしている園児の約3割が支援を必要とする子供たちです。他の幼児教育施設で入園が難しいケースにおいて、公立幼稚園で受入れをし、幼児教育で重要な就学までの2年間の保育を実施しております。このことは、本市の一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりの基本理念に基づき、就学前児童の幼児教育の機会を保障する機能が果たされているものと考えております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 公立幼稚園の役割として、支援を必要とする子供の幼児教育を受ける最終的な受皿として大きな存在であるのは、幼児教育センター的の事業の中でも、第一幼稚園の園児の姿を見て、改めてこの公立幼稚園で療育されている子供たちの姿の成長ぶりを身近で拝見して、公立幼稚園の役割というのは大きいなということを私自身受け止めました。なので、しっかりと再編に向け、また保護者の了解を得ながら、新しい形に向かって行っていただきたいと思っております。

次に、児童発達支援センターについて伺います。

児童発達支援センターの役割は、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助、助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設が求められております。その後、センター設置に向けての進捗を伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 児童発達支援センター設置へ向けての進捗状況についてですが、平成30年度よりこれまで幾つかの設置候補地について、設計や建設費、交通量等の周辺環境の検討のほか、国の指針に基づく指定基準を満たすための必要な設備基準、運営基準を満たすための必要な職種、人員の確保など、様々な事項での検討を関係各課と協議してまいりました。

現状では設置候補地が選定できていないことから、整備時期については明確にお答えすることはできませんが、必要性や重要性については十分認識しておりますので、引き続き早期の設置に向けた検討、協議を継続してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 設置に向けての検討中のことですので、しかし、やはり目標を持つということは大事なことです。設置目標をしっかりと定めて今後進めていってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、児童虐待について伺います。

児童虐待により、幼い命が失われる事件が相次いでいます。目を覆い、耳を塞ぎたいくなるような悲惨な事件に胸を締めつけられる思いがいたします。こうした事件が発生するたびに、再犯防止に向けた対策を講じていくという報道をよく聞きますが、事件はなくなり、繰り返されており、SOSを発した子供を救い切れない社会、孤立の中での妊娠や育児、児童虐待に共通する課題があると思います。今や、6人に1人の子供が貧困の下で暮らしており、育児放棄も含む児童虐待件数は増加しております。子育て支援は、安心して子供を産み育てられ、子供たちの未来へ責任を果たすことが重要であり、制度のより一層の充実強化が強く望まれます。

そこで、児童虐待の牛久市の現状としまして、虐待相談件数、相談内容として緊急性や重いケースなど、どのような傾向があるのかなど、現状について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 こども家庭課内における児童虐待に関する相談は、関係機関や保護者、泣き声通報や虐待を目撃した人からの相談などを受けて対応していますが、その延べ件数は、コロナ禍前の平成30年度が1,478件、令和3年度は令和4年1月末時点で1,088件で、コロナ禍前と比べて増加は見られておりませんが、過去5年間で見ると年々増加傾向にあります。また、緊急性の高いケースや重篤のケースが増加しているなど、対応のケースの特徴についても傾向の変化は見られませんでした。

しかし、コロナ禍が長引く中において虐待が増加する可能性があることから、予防的な対応として、気になる御家庭には通常より回数を増やして電話や家庭訪問等を行い、ささいな変化も見逃さないよう丁寧に聞き取り、関係機関とさらに連携した切れ目のない支援を行うことで児童虐待防止に努めております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、虐待をしてしまう親への支援についてであります。

虐待は、様々な要因が重なって起こることが知られています。特に虐待をしてしまう親は、社会的に孤立して助けてくれる人がいない、子供時代に大人から十分な愛情を与えられなかった、経済不安や夫婦仲など、生活にストレスがあるといった状況に陥っていることが多いと言われます。多くの親は虐待を行っても、それを認めようとはしませんが、親を罰するのではなく、虐待する親も支援を必要としているという視点が大切であります。

悩みを抱えている保護者はどこに相談したらいいのか分からず、自身のブログやインスタ、ツイッターにつぶやき、アップしております。そして、同調してくれる人を待ちます。そういった助けの求め方をする方もいます。コロナ禍で家時間が増え、苦しいと叫べないお母さんた

ちのためにLINE相談窓口を開設して、牛久市の中で虐待による悲惨の2文字を出さないように対応していただきたいのですが、市の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 児童虐待は、家族、親族関係、経済状況、育児負担、保護者の疾病、生育歴、子供の特性など、様々な要因により起こります。家庭内であるため外部から見えにくいこと、また、虐待をしている親自身が悩み、もうやめたいと望んでも、自ら相談することが難しい場合もあるため、子育て家庭を取り巻く関係機関をはじめ、民生委員児童委員、主任児童委員などの地域の方々の見守りや声かけ、相談場所の環境整備や周知により相談につなげ、相談につながった際には、たとえ拒否されても継続した見守り等の丁寧な対応を実施しています。

また、健康づくり推進課では、虐待の未然防止を図るため、産後ケアやペアレントトレーニング等を実施しており、必要時には連携して支援を行っています。

児童虐待予防の子育て支援は早期把握と対応が重要であるため、現状で行っている対応の拠点として、子ども家庭総合支援拠点を令和4年度中に開設を計画しており、拠点が開設された後には広く周知し、子供も保護者も気軽に相談できるような体制整備を行い、今後も児童虐待防止に努めてまいります。

また、相談ツールにつきましては、身近なSNSなどものの活用も一つの選択肢として捉えております。今後の導入につきましては、職員の配置等の体制の整備が必要であること、相談の内容からプライバシーの保護やセキュリティに関する課題等もありますので、他市の状況等について調査研究してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 SNSなど、LINEツールなどを使って今後相談窓口を開いていただけるということで、ぜひとも、悩んでいるお母さんたち、様々な悩みの相談窓口をつくっていただけて、一人でも、その虐待してしまった、そして親子で苦しまないような、そのような支援をお願いいたします。

先ほど部長も言われましたとおり、令和4年度の当初予算の中には子ども総合支援拠点の設置に係る予算が盛り込まれております。この拠点は、子供とその家庭及び妊産婦などを対象に、実情の把握、子供などに関する相談全般から、通所や在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問などによる継続的なソーシャルワークを担う拠点でありますので、児童虐待の予防や早期発見、対応を図るよう、専門的、技術的支援が行えるよう体制をしっかりと整えていってほしいと考えます。

また、虐待する親を親のせいだと責めたり、親が悪いからと罰したり批判しないように、虐待する親たちにも虐待をしてしまう何らかの理由があります。虐待をしてしまう親にも、援助が必要であります。

そこで、京都府のホームページには、「子どもの虐待はどうして起こるの？」というテーマで、虐待をしてしまう親たちに対して、「お願いします！親を責めないで」と書いてあり、そこに続くのは、「子どもを虐待している親も同様に傷ついています」「子どもを虐待している親は、助けを求めています」とアップされておりました。

このような不安の中での生活の中で孤立感を感じている親たちへ、市が虐待をしている親たちの心の支援として、このような形で市のホームページにアップしていくことも大切ではないでしょうか。虐待を認めるとかではなく、虐待をしてしまうにはこんな心理が働いています。当事者も第三者も一呼吸置けるのではないのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 児童虐待が起こる要因は、家族間のストレス、住居や経済的な問題、親子の孤立など、生育歴や取り巻く環境など、様々なことが虐待の引き金になります。しかし、虐待をしてしまう親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、虐待をする親と子供には周囲の温かい支えと適切な支援が必要と考えております。

子育てをする中で生じる不安や寂しさ、思いどおりにならない、いらいらといった感情は決して特別ではなく、どの家庭にも起こり、子供や家族にその感情をぶつけてしまうことは、どの家庭でも起こり得ることです。虐待という行為は抑止する必要はありますが、虐待をしてしまった親を責めるのではなく、社会全体で取り組むべき問題として捉え、広く周知していくことは重要であると認識しております。

市のホームページにおいては、児童虐待について、いち早く、誰かじゃなくて、あなたからと、早期の相談や通告を促す内容とともに、子供を虐待から守るためにとして、地域住民や子供に関係する様々な機関が連携し、地域全体で子供を育て、家族を支えていくことが虐待の未然防止につながることで、また、日頃から地域において挨拶や声かけを積極的に行い、子育て中の家族を温かく見守りましょうというふうな現状では呼びかけております。

今後も、ホームページの掲載内容を含め、子育て家庭が温かく見守られ、適切な支援につながるような情報提供と広報の方法につきまして、さらに検討してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** また、ホームページの掲載の内容を見直していただけるということで、子育て世代が孤立のないように温かい支援の言葉を投げさせていただきたいと思いますので、

よろしくお願いいたします。

それでは次に、不登校への対応について質問いたします。

不登校の定義上のポイントとして、1、年度間に30日以上欠席、2、病気や経済的理由となっております。全国の小中学校における2020年度の不登校児童生徒数が19万6,127人であることが文科省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で明らかになりました。この数字は100人に2人の児童生徒が不登校で長期欠席していることになり、過去8年連続で増加し、過去最多となっております。

また、文科省は、昨年の10月、不登校を経験した小中学生に行った不登校児童の実態調査の結果を公表いたしました。調査によって、不登校のきっかけなど、学校と本人の間で認識差があることが分かりました。この調査は、2019年度に不登校だった小学6年生と中学2年生の計2,016人が対象であります。学校へ行きづらいつ感じ始めたきっかけについて聞いたところ、小学生の回答で最も多かったのが先生のこと29.7%、中学生では体の不調32.6%が最も多く、先生のこと27.5%が3番目に多い回答でした。

一方、本人に直接に聞いた調査ではなく、学校が児童生徒の不登校の要因を回答した調査も文科省が公表しており、調査によれば、不登校の要因として教職員との関係をめぐる問題を選んだのは、小学校で4.4%、中学校で2.3%にとどまっています。認識に開きが見られたのは、いじめも同様であります。本人への調査では、不登校のきっかけとしていじめや嫌がらせがあったと回答したのは、小学校で25.2%、中学校で25.5%、一方、学校が回答した調査では、いじめが不登校の要因となったものが0.5%、全14項目中で最下位でした。

文科省は、両調査は単純に比較できるものではないと指摘した上で、認識差は大きく、学校現場には、不登校した本人の実感を知ってもらえればとの見解を示しておりました。

そこでまず、小中・義務教育学校の不登校の現状を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 過去4年間の不登校児童生徒数の推移についてですが、平成29年度が56名、平成30年度が62名、令和元年度が79名、令和2年度が127名となります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 この現状を見て、教育長はどのように捉えられているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 文科省の令和2年度の全国調査結果によりますと、不登校児童生徒数は8年連続で増加しています。この結果について、文科省は、生徒の休養の必要性を明示した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨の浸透の側

面も考えられるが、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景として考えられると分析しています。本市も、国と同様に不登校児童生徒数は年々増加しており、その要因について把握するために、今回、学校現場にいる校長先生から聞き取りを行いました。

聞き取りによりますと、コロナ禍によって学校を休むことに対して、子供も保護者もハードルが下がっている状況があるということでした。具体的には、休校中に登校していたときは異なる自分なりの生活リズムができてしまい、学校よりも自宅のほうが居心地よくなってしまったケースがあるとのこと。逆に、生活習慣が乱れたことで、朝起きられずに休んでしまうケースもあるとのこと。保護者も、今までは登校させようと必死になっていましたが、コロナ禍であるため、子供に具合が悪いと言われれば、無理に登校させずに休ませてしまう。コロナ禍により、子供も保護者も休むことに対する抵抗感がなくなっている状況があるとのこと。

また、家庭にいる時間が長くなったことで、保護者と子供の関係性が課題になるケースも出てきたとのこと。例えば、兄弟姉妹に対する愛情のかけ方の不均衡です。一方に優しく、一方には厳しくという関わり方が顕著になり、厳しくされているほうの子供が頑張る気持ちを失ってしまい、不安になり、無気力になって欠席しているとのことでした。

さらに、就学援助を受けている家庭では不登校になりやすい傾向があるという事実もありました。例えば独り親家庭において保護者は働くことに精いっぱい、子供に関わることもよりも働くことが大事、優先してしまい、コロナ禍になり、体調不良やコロナ不安による欠席は欠席扱いではなく出席停止となるため、今まで以上に登校刺激をしなくなってしまう状況があるといったことでした。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、児童生徒、保護者に対して、どのような相談体制になっているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校児童生徒への相談体制ですが、通常、担任が本人と対面で話をしたり電話で話をしたりしながら相談に乗っています。ただ、中には担任との関係性が悪く、不登校になった児童生徒もおりますので、そういった場合は担任だけでなく、学年主任であったり、部活動の顧問であったり、養護教諭であったり、教頭であったり、スクールアシスタントであったり、その子供と話ができる教職員が対応しています。

特に、保健室には、けがや病気だけでなく、心が不安定になった子供や不登校の子供が養護教諭に話を聞いてもらいたくて来室する場合があります。そのような場合は、業務に支障がない範囲で相談に乗ります。ただ、保健室はけがや病気の子供たちの対応が多くありますので、どうしてもそちらを優先して対応に当たらざるを得ない状況もあります。現在は、コロナ感染についても配慮する必要が出ています。

そこで、定期的に来校する県派遣のスクールカウンセラーを紹介したり、臨床心理士がいるきぼうの広場を紹介したりもしています。以前は、保健室は問題行動の子供たちのたまり場になってしまうケースが多く、1時間で教室に戻るか、自宅に帰って静養するかといったルールがありました。現在はどの学校の子供たちも落ち着いた生活をしていますので、今後は養護教諭の相談機能を高めて充実していかなければならないと考えております。

また、中学校にはなかなか自分の教室に行くことができない子供たちのために別の教室をつくっており、そこで相談に乗ったり、学習支援をしていたりします。

さらに、訪問型家庭教育支援として、大学院生や地域の方などの支援員が家庭訪問して本人や保護者の相談支援もしています。支援員の関わりによって、ほとんど自宅から出られなかった子供が登校できるようになった事例もありました。

以上です。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 様々な先生たちが相談体制に寄り添っていただき、本当にありがとうございます。私も時折、中学校に行って保健室をのぞきますと、たくさん子供たちがおりまして、養護教諭の先生に家族のこと、兄弟のこと、いろんな話をすっきりして教室に戻っていく姿を見ると、やはり保健室のところが子供たちにとって居場所になっているんだなというのを改めて実感いたしました。

そして、対面での対応ができればよいのですが、対面での実施が難しい場合にオンラインカウンセリングも有効な手段だと考えますが、御見解を伺います。

**○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。**

**○染谷郁夫 教育長** コロナ禍の休校によって、各学校ではICTの活用が進みました。そのため、教室に入れずに別室で生活する子供や不登校の子供たちに対して、オンラインで授業の様子を配信する学校も出てきました。また、9月の休校の際にはオンライン保健室を開設して、養護教諭に自由に相談できる体制を整備した学校もありました。

そこで今後は、登校することができず、対面での相談が難しい子供に対しては、担任に限らず、信頼関係ができて養護教諭であったり、学年主任であったり、スクールカウンセラーであったりがオンラインで相談できるような体制づくりを検討してまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

また、次に、不登校になり、学習面の遅れも心配だと保護者からの声がありますが、学習支援はどのようにされているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校児童生徒への学習支援についてですが、担任が家庭訪問をしてプリントを渡し、それを次の家庭訪問で回収して確認するなどしていました。放課後登校できる子供には、教室で教科を教えたり、図工や美術の制作活動を行ったり、子供の実態に応じて支援しています。

また、中学校には不登校生徒を対象とした教室を設置していますので、そこに来ることができる生徒については、様々な教員が個別に学習支援をしています。

現在は1人1台のタブレット端末が整備され、子供たちは休校期間中でも自宅と学校でオンライン学習を進めることができるようになってきましたので、各学校では不登校の子供たちに対する学習支援の方法が変わってきました。例えばリモートで朝の会や帰りの会に参加してもらったり、教室にタブレットを置いて、オンラインで授業の様子を別の教室や自宅に配信したりしています。また、学習内容の定着を図るためにドリル学習ができるソフトも導入していますので、自宅でパソコンやタブレットを使えば自分のペースで学習を進めることもできます。

このように学習環境の整備も進んできていますので、不登校の子供たちの実態に合わせて、ICTを活用しながら今まで以上に学習支援を充実させてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、文科省は、教室に入りづらくなった子供が過ごせる場所を校内に整備することを検討しており、牛久市は先駆けて、中学校で教室に入れない生徒のためのルームがあり、評価するものであります。

そこで、ルームを利用している生徒の状況を伺います。ルームに通うことで生徒がどのように変化していったか、成果もお示しください。また、今後の支援として、きぼうの広場の職員が各学校のルームに訪問したり、校内教育支援センターを設置し、不登校傾向の子供を早期に把握することが必要だと考えますが、併せて御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 中学校では、不登校の生徒たちのための居場所として教室をつくっています。そして、各学校とも、その教室に愛称をつけて運営しています。牛久一中はドリームルーム、牛久三中はけやきルーム、下根中はステップルーム、南中はマッシュルーム、ひたち野

うしく中はひだまりルームと呼んでいます。これらの別室には、空き時間のある教員やスクールアシスタントを配置して、子供たちの相談に乗ったり、各種支援をしています。

ある学校では、県から加配措置でいただいた生徒指導の先生がこの別室の子供たちの担任的な立場で関わっています。その別室の教室の中にパーティションを設置して、図書館の自習室のような空間を幾つかつくり、不登校の子供が周囲を気にせず、集中して学習に取り組める環境をつくり出しています。また、ある学校では、別室にタブレットを持ち込んでオンライン授業を受けている生徒もいます。

不登校の子供たちが登校できなかつたり、教室に行けなかつたりする理由は、対人関係であったり、学力不振であったり、家庭環境であったりと、多様化、複雑化しています。また、登校状況も、朝からであったり、お昼からであったりと、様々です。このような状況を考えますと、こうした別室の運営も学校の教員だけで対応するには限界があると感じています。

そこで、来年度からは市の教育センターきぼうの広場の職員を学校に定期的に派遣し、蓄積してきた知見や技能を生かして子供たちを支援したり、引き籠もって学校に行けない子供に対して広場の職員が家庭訪問をして関係づくりをしたりと、きぼうの広場がもっと学校と連携して不登校支援ができないかということも検討していきたいと考えています。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** きぼうの広場の職員と学校が連携をして、そこにまた訪問型家庭教育支援を入れながら、不登校ぎみの、不登校にはならない手前の子供たちが行きやすい、そのルームに通っている生徒から、ルームがあるから学校に行く、教室に入れないけどルームがあるからということ、毎日ルームのほうに通学をしている生徒がうれしく話をしてくれました。そうやってルームをつくることによって居場所になっているというのがとても大きな成果ではないかな。きぼうの広場になりますと、親が送迎をしたりとか、またそこで親自身も行けない、行かせられないという苦悩が出ますけれども、この中学校でのルームは自分で行って、そこで同じ悩みを持つ生徒同士が、またあした来ようねと言って学校から家に帰っていく姿も見受けられますので、しっかりとこのルームは充実を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、教育委員会の令和2年度対象の教育に関する事務の点検・評価報告書の中の不登校対策のところ、考察として、不登校防止のための対策を取ることができなかったとありました。令和4年度はどのように防止策を考えているのか、伺います。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 不登校の児童生徒には、学校に登校しにくい状況があります。文科省の不登校に関する調査研究協力者会議では、児童生徒の友達関係や教師との関係、授業が分から

ないということがその要因であると示されています。不登校を防止するためには、それらの要因による児童生徒の小さな変化に気づき、早期に対応することが大切であると考えます。

最近、毎月各学校で行われている授業研究と、その後の子供たち一人一人の学びを固有名詞で振り返る振り返りに、学校運営協議会の区長さんや民生委員の方々が参加していただいています。その方々が子供たちの朝の登校状況の様子や学校外での子供の生活の様子などを様々に語っていただいています。学校とは違った子供の様子を先生たちも知ることができています。

一方、学校にも校長先生や教頭先生のほかに養護教諭やスクールアシスタントがいます。こうした人たちは、学級担任とは違って、自分たちを直接評価しない人物ですので、様々な相談もしやすくなっています。また、スクールカウンセラーやきぼうの広場の職員も専門的立場から子供に対する見方を持っています。こうした方々を、今までやっていた授業参観の中で子供たちの表情を観察した後、みんなで振り返るといふ、この振り返りに、こういったたくさんの人たちが入っていただくことによって、児童生徒の小さな変化に気づき、アセスメント、見立てを行うことができるのではないかと考えています。

また、校内教育支援センターの先ほど言った別室の充実も進め、教室と家庭、教室ときぼうの広場の橋渡しをしていきたいと思っています。

このようなチーム学校の取組をしていくことによって、早期発見、早期対応を通じた不登校の未然防止につなげていければと考えています。

以上です。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 早期発見、早期対応によろしく願いいたします。

平成28年度には教育機会確保法が制定され、国の不登校対応指針が大きく見直されました。時代とともに不登校は多様化しております。1つの政策が正解というものでもないと思います。復学支援が必要な子もいるし、学校外の居場所やつながりが大切な子もいます。ICTで救われる子もいると思います。だからこそ、不登校の政策もバランスよく、多様であることが大切であると考えます。時代に応じた考え方やその支援手法を常に最新の状態に更新するというアップデートをしていかなければならないと考えます。牛久市スタイルの不登校施策で、誰一人取り残さない教育の実現をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

**○杉森弘之 議長** 以上で、2番藤田尚美議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時12分延会